

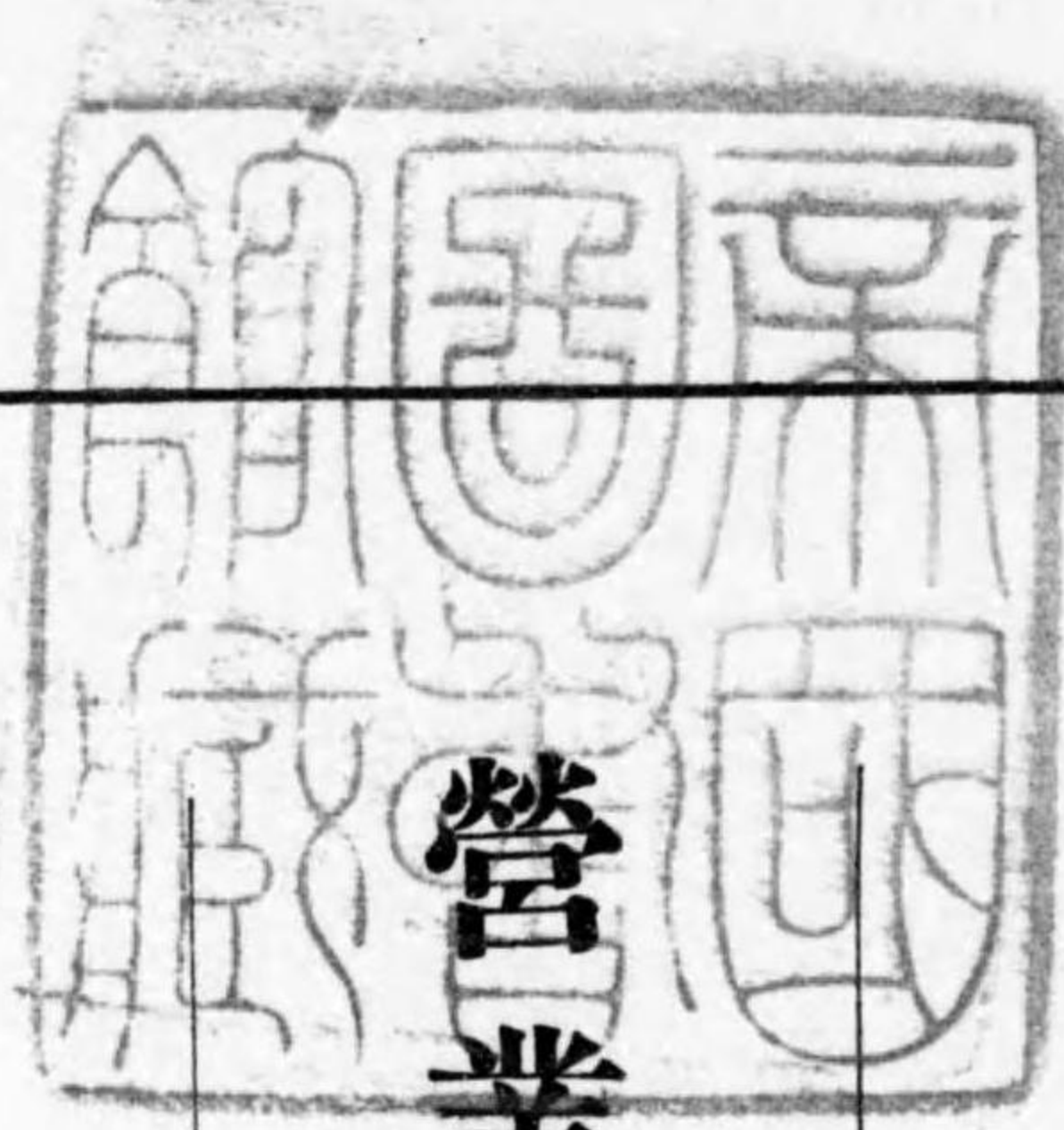
565

47



始





藤澤弘著

營業收益稅法解說

日本租稅學會發行

大正
15. 10. 19
內交

565-47

自序

營業收益税は、營業税に代はる税として、今回新に設定せられた税である、而して其賦課の目的は、營業の収益に對する一種の特別課税に存するのであるが、賦課徴收の方法は、營業税と全く其の趣を異にし且其の租税としての性質も、餘程顯著なる相違がある。

由來、營業の収益課税に付ては、理論上並實際上に於て解決甚だ困難なる幾多の案件を包有し他の諸税に比して徵稅上の紛議最も繁きを見る所である、之を營業税の施行に徵して、即ち營業收益税を新に設け、依て以て、其の適宜なるを期するの趣旨なるべきも、果して能く此の目的に副ふことを得るか否、又以て疑なきを得ない。

營業收益税法は、大正十六年より之を施行するものである、面して新税法の適用に關する法令の解釋に付ては、我人共に充分の研究を必要とするものが決して尠くはない、頃日、營業收益税法施行規則の公布を見るに及んで愈々此の感を深ふするものあり、即ち學友の清援を得て、此の小冊を公にするに至つた次第である。

大正十五年晚秋

著者識

御紹介

税に關する問題に付調査、研究、解説又は税法上の諸手續の辨理を望まるとは、左記へ御照會又は御依頼を便宜と信じます、關係者の一人として茲に御知らせ旁々御勧め致します。

著者再識

記

東京市日本橋區元大工町十二

日本橋ビルディング内

稅務協會

電話大手七三六・八六〇

營業收益稅法解説

目次

第一章 總説

第一節 營業收益稅の設定に付て

第二節 營業收益稅の意義及性質

第三節 營業收益稅と營業稅の異同

第二章 營業收益稅と所得稅、地租及資本利子稅の關係に付て

第一節 營業收益稅と所得稅の關係

第二節 營業收益稅と地租及資本利子稅の關係

第三章 營業收益稅を課すべき者

目次

第一章 總説	一
第一節 營業收益稅の設定に付て	一
第二節 營業收益稅の意義及性質	六
第三節 營業收益稅と營業稅の異同	一四
第二章 營業收益稅と所得稅、地租及資本利子稅の關係に付て	二六
第一節 營業收益稅と所得稅の關係	二六
第二節 營業收益稅と地租及資本利子稅の關係	三〇
第三章 營業收益稅を課すべき者	三三

第一節 營業收益税を課すべき法人……………三三

第二節 營業收益税を課すべき個人……………三九

第一款 課税の要件……………四〇

第二款 營業收益税を課する個人の各種營業の意義……………四三

第三款 免税點……………七〇

第三節 營業收益税と地方税の課税の分界……………七二

第四章 課税の目的たる營業の純益……………七七

第一節 營業の純益とは何か……………七七

第二節 營業純益の計算法……………八〇

第一款 法人の營業純益……………八〇

第二款 個人の營業純益……………九一

第三款 同族會社に關する特別規定……………一〇二

第五章 營業收益税を課せず又は免除する營業の純益……………一〇六

第一節 總說……………一〇六

第二節 不課税營業……………一〇八

第三節 免税營業……………一六

第六章 税率及税額の計算……………一三七

第一節 税率……………一三七

第二節 地租額又は資本利子税額の控除……………一三八

第七章 營業收益税附加税……………一四三

第一節 附加税の意義……………一四三

第二節 課税方法……………一四六

第八章 營業收益税に關する申告及申請……………一六八

第一節 純益金額の申告……………一六八

第一款 法人營業者……………一六八

第二款 個人營業者……………一七一

第三款 申告の効果……………一七三

第二節 其他の申告及申請……………一七五

第九章 營業收益税の調査……………一七六

第一節 一般的調査手續……………一七六

第二節 個人の純益金額に關する所得調査委員會の調査……………一八三

第十章 純益金額の決定……………二〇三

第一節 法人の純益金額の決定……………二〇三

第二節 個人の純益金額の決定……………二〇五

第三節 純益金額の決定の通知……………二二二

第十一章 不當課税の救済……………二二四

第一節 純益金額の決定に對する審査の請求……………二二四

第一款 審査の請求手續……………二二四

第二款 審査の請求に對する審議及其の決定……………二二七

第二節 訴願及行政訴訟……………二三四

第一款 審査の決定に對する訴願又は行政訴訟……………二三四

第二款 税金の賦課に關する訴願又は行政訴訟……………二三五

第十二章 減損に因る個人の純益金額の更訂と税の減免……………二三三

第一節 減損に因る個人の純益金額の更訂の意義……………二三三

第二節 更訂手續……………二三三

第十三章 營業收益税の徴收……………二三九

第一節 法人の營業收益税……………二三九

第二節 個人の營業收益税……………二四〇

第一款 納期及納税地……………二四〇

第二款 税金の收納……………二四〇

第十四章 罰則……………二四六

追補 營業收益税法の施行に關すること……………二五三

(附録) 所得税法……………二六八

營業收益税法及同施行規則……………二九一—四七

營業税法の廢止に關する法律……………四八

營業收益税法解説

藤澤 弘 著



第一章 總說

第一節 營業收益税の設定に付て

營業收益税は、去る第五十一回帝國議會の協賛を経たる營業收益税法の定むる所に依り、大正十六年一月一日より實施—賦課徵收—せらるべき國税の一種である。故に其の形式よりすれば、全く新規なる税即ち新税に屬する、然るに、之と同時に明治二十八年以來引續き行はれ來つた營業税は、大正十五年分限り廢止せらるることと爲つたのであるから(後掲廢止法参照)之を要するに、營業收益税は、營業税に代はる税

として設定せられたものなりと謂ふに歸する、而して何が故に營業税を廢し、營業收益税を新に起す必要があつたか、言換れば、同種の税であるならば、殊更なる廢止、創設の煩を避くべきではなかつたか、との疑問を生ずる筈である、即ち之に關しては、左の各號の理由を擧げることが出来る

一、從來の營業税は課税法の根本的不備に基く賦課の不公平免れ難きものあり、而して之を是正せむには、營業課税法の根本的改正を爲すに非ざれば到底其の甲斐なく、而かも根本的の不備を藏する營業税法の改正に付ては、即ち寧ろ之を廢止して、新に適當なる課税法を制定するに如かざること

二、營業税なる税は、既往各年に於て納税者の甚だ之を厭忌する所のものであつて其の廢止の呼ばれたことも亦一再にして止まらない、故に假に其の根本的改善が行はれ得たとしても、既往多年の惡印象を拭ひ去ることは難しい、斯くては折角の改正も効果薄きに終る理である。而かも其の根本的改正は畢竟は之を廢止して、

他に新なる課税法を定むるの外なきことは、(一)に記するが如くであるから、一は其の事實上の必要に基き、他は其の名義を新にすることに依て納税者の感じを融和せむとする行政策の加味されたこと

以上は、營業税を廢して、營業收益税を新設した其の最も直接且有力なる理由と爲すべきものであるが、尙此以外に或は彼の資本利子税の設定に付又は同族會社の脱税遁税の防止に關し、即ち純益課税主義に依る營業收益税の新設を必要とした關係的理由も存するのである。

註 營業收益税と資本利子税の關係に付ては、第二章第二節を、同族會社に對する脱税防止的課税法に付ては、第四章第二節を見よ

營業收益税は、營業の純益を目的として之を課するものであるから、舊營業税の課税の利益の有無に係りなく、専ら其の外形的标准に依て行はれた粗雑さに比較すれば、即ち之を優れりと爲すことは敢て多言を要しない、然しながら、實際的の問

題としては、

一、法人は兎も角として個人の營業純益を如何にして調査するか、若し其の調査的確なるを得ざるか又は實額を求め得ざるが爲に徒に推定的利益を認定するが如き課税法を執るに於ては、即ち純益課税主義の大半は没却せられ、遂には其の舊營業收の外形標準に依りたると敢て異なる處なきに歸すべきこと

二、營業收益税の課税標準たる營業純益は、一面に於ては所得税課税の目的たる所得である、故に其の算定の當否過不足は、所得税と營業收益税の二種の税に同時直接の影響あるべき關係上

(一) 納税者の脱税心を刺戟することの甚だしかるべきこと

(二) 所得税、營業收益税共に現實の所得—純益—を課税の目的とし、二者同一の標的に依るものであるから、彼之相補ふ—所謂補完課税—效果甚だ薄弱たること

三、營業收益税は、營業の純益に付て之を課するものであるから、其の賦課の嚴正を期せむには、外形標準に依りたる營業税に比して更にヨリ以上の立入りたる調査を敢てしなければならぬ、比較的單純且外面的なる營業税の調査に付てすら、非常なる苦痛を訴へつつあつた納税者が、更に一段と侵入的なる調査に苦情なきを得るか、抑も營業税の厭忌せられた眞の因由が、其の賦課の公平を缺くと謂ふことよりは、實は其の調査—納税上の交渉の煩—にあつたことに稽ふれば、營業收益税に付ては、更に激しき苦情の頻出を免れざるものと謂はなければならぬ以上述ぶる所を以てすれば、營業收益税の實際的價值に付ては、施行上必然的に到來すべき幾多の困難と障礙を考慮に加へなければならぬ、

(参照)

營業税法廢止ニ關スル件(大正十五年三月法律第十號)

營業税法ハ之ヲ廢止ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年分以前ノ營業稅ニ關シテハ仍舊法ニ依ル但シ大正十六年一月一日以後ニ於ケル營業稅調査委員會又ハ營業稅審査委員會ノ事務ハ所得稅法ノ所得調査委員會又ハ所得審査委員會之ヲ行フ

大正十五年分營業稅ニ關シテハ營業稅法ニ依リ算出シタル稅額ノ百分ノ八ヲ免除ス

第二節 營業收益稅の意義及性質

營業收益稅は、營利を目的とする法人營業及營業收益稅法第二條に掲ぐる特定の個人營業に付各其の營業の純益を標準として之を課するものである、而して營業の純益は、法人に付ては各事業年度の總益金より總損金を控除したる金額に依り、個人に付ては前年中の總收入金額より必要の經費を控除したる金額即ち營業所得額に

依るものである(法第四條及第六條)故に營業收益稅の賦課は、法人又は個人の營業の純益に付て之を爲すものであつて、若し其の課稅の目的物に依る稅の實質的稱呼を案ずるならば、寧ろ之を營業純益稅とも稱すべきものである

營業收益稅は、法人又は個人の營業の純益に付て之を課するものである(法第三條)故に課稅の客體—目的物—は營業の純益であつて、營業其のものでない、之れ舊營業稅の營業其のものを目的として對物的に課稅したると甚だ其の趣を異にする所である

營業收益稅は、營業の純益に付て之を課するものであるから、其の營業純益を收得する者の人的事情と全く沒交渉である、即ち此點に於て所謂收益稅たる片面的の素質を帶有するものであるが、營業の純益は各個の收益源—即ち各個の營業—に付て之を計算するのではなくて、同一人に屬する總ての營業を通して其の純益を計算すること、即ち其の純益を人的に算定することより之を見れば、所謂一種の特別所得

税に相當すと爲すべきである

元來租稅學上の所謂收益税の特質は、課税の目的を收益物件又は收益を測定するに適當なる或種の表徴—資本金、入金等—に置き、而して其の賦課は、全く對物的に個々の課税物件に付て之を爲すに在る、然るに、課税の目的を純益—純收益即ち所得—に置き、而かも對人的に賦課を爲さむとする營業收益税の如きは、其の名稱は兎もあれ、性質論としては、所謂收益税としての特質を有せざるものであつて之をしも敢て收益税と爲すは、蓋し其の本質を解せずと爲すの誹を免れない

營業收益税の賦課に付ては、所得税に於けるが如き人的事情の配慮—少所得者に對する課税の輕減等を加味せられてない、之れ即ち特別所得税—分類所得税—に相當するものであることの其の性質上又以て己むを得ざる所である、而して又營業收益税の税率は、純益の大小を問はず、總て均一の率(法人は百分の三・六、個人は百分の二・八)に依るものであるから、純益の大小に依る負擔能力に付ての斟酌がない、之れ亦特別所得税又は

收益税としても—に相當する税としては、敢て介意すべからずと爲す所—所得の大小に依る納税負擔の均衡は一般所得税に於て専ら其の適宜なるを期すべきであるとの説を容れて—ではあるが、此等の問題を姑く別とするも、收益又は收益を表徴する適當の物件を課税標準とした舊營業税に比較して考ふるときは、新設の營業收益税は、其の純益課税なることに依り舊營業税に比して、純益の小額なるもの即ち一般的には、少營業者程比較的過重なる負擔を強いらるることと爲る不合理を藏する、其の最も分り易き例を挙げむに、例之物品販賣業に對しては、舊營業税は賣上金額を標準として金額の多少に拘らず均一の率に依て之を課したものである、然るに、營業收益税は、純益に對して均一の税率に依る賦課を爲すものである、茲に於てか左の推理に基く大小營業者の負擔の輕重が考へられる

一、賣上金額多額なるものは、其の少額なるものに比し純益率低下すと見るべきこと

二、營業純益の多額なるものは資本所得に相當する收益部分多きに反して、營業純益の小なるものは勤勞所得に相當する收益部分多しと爲すべきこと

右の推理に基きて、大小各營業者の舊營業税と營業收益税の負擔の比較輕重に關する計算を示せば實に左の如くである

區分	賣上金額	純益率	純益金額	營業收益税 營業收益税の割合	純益に對する 税の割合
大營業者	一、〇〇〇、〇〇〇 ^円	百分ノ三	三〇、〇〇〇 ^円	八〇〇 八四〇〇	〇、〇二七 〇、〇二八
小營業者	一〇、〇〇〇	百分ノ五	五〇〇	一四八	〇、〇二六 〇、〇二八

備考 一、賣上金額は卸賣に屬するものとし萬分の八の税率に依り營業税を算出す
二、營業收益税は個人に對する税率百分の二・八を適用して算出す

右の表に依れば、營業税の負擔は大營業者に付て比較的に重く、少營業者に輕かつたものであるが、營業收益税の負擔は、大小各營業者共に同等である、或は夫れ其の負擔均等なる營業收益税を以て之を是とすべく、同時に營業税の不完全なりし

ことを物語るものと爲すべきが如くではあるが、巨額の純益は畢竟するに資本所得に相當し、少額の純益は殆んど其の大部分が勤勞所得に相當するものと見るべきの理を以てすれば、即ち營業收益税の賦課は小額純益—一般的には少營業者—に過重の負擔たるを免れない、此の見地に於ては、舊營業税の賦課は、自からなる節制の要を充たしてあつたものであると謂はなければならぬ

營業收益税は、營業の純益即ち大體に於て營業所得と同一なるものに付て之を課するものである、然るに營業所得に付ては、所得税の賦課ある以上に同一所得に對して營業收益税として更に税を課するは、所謂二重課税に相當するものであつて、其の必要果して奈邊に存すと爲すべきか、之に對しては、左の二個の理由を擧げて辯護するを普通とする

一、所得税に於ける一般且綜合的所得課税の外に其の不充分なるを補足する目的に於て、個々の所得に付—特別所得税—又は所得の源泉たる收益に付—收益税—を

課する所謂補完税の作用を期すること

二、一定の根源ある所得—又は収益—は、單に其の人の勤勞に依るものより擔税力強きものと見るべきであるから、土地、家屋、營業其の他の資産所得は、勤勞所得に比して之を重課する必要あること

右を主たる課税の根據と爲すものであるが、營業收税に付て之を見れば（一）に謂ふ補完作用に付ては、所得税の課税物件たる所得—營業所得—と、營業收益税の課税物件たる營業純益は、異名同實のものである關係上補完課税の效用は殆んど之を期待するに由ない

註 此の場合に於ても租税の負担を合一的とせずして、適宜に之を分割する複税制度の利益は存在する

所謂資産所得に付て、勤勞所得に對するより比較的重き課税を爲すの目的に於ける營業收益税の存在は、必ずしも其の意義並效用空しからず、或は又我國現行の國

税制度に於ては、他に地租、資本利子税の存する關係よりするも、營業に付ても亦何等かの態に於ける課税を必要とする、但し此の目的に於ける營業收益税の賦課は、課税の理由と必要が所得税自體の組織に於て充たさるべきものであるから—勤勞所得に對する特別控除—之を第一の補完課税の必要と理由に比するときは、甚だ其の根據の薄弱なるものとしなければならぬ

營業收益税は營業の純益に付て之を賦課するものであるから、理論としては、其の負擔は營業の純益を有する者即ち當該營業者に歸着することとなる、即ち茲を以て、營業收益税は所謂直接税に屬すと爲すべきものである、然しながら、其の納税負擔の純益若は収益又は收入に比例的であることは、一面に於ては、其の負擔を他—營業取引の相手方—に轉嫁せしむることの實に容易なるを想はしめる。若し此の想定に従ふときは、營業收益税は、商品の原價又は賣價に、或は又手数料、報償の其の適宜なる計算に依て、畢竟は顧客の負擔に歸することが多いであらう、而か

も此の轉嫁作用は、納税と其の爲の収益減少額との因果關係の比較的不明確なる舊營業税に比すれば、其の關係の直簡なる營業收益税に付て著しく行はれ易かるべきことは、蓋し何人と雖直に首肯する所であらう

第三節 營業收益税と營業税の異同

營業收益税の舊營業税に異なる其の主たる點を擧ぐれば左の如くである

一 税の性質

舊營業税は、營業の収益を課税の目的とするも課税物件は營業其のものであつたのである、恰も之れ地租の課税は、土地の収益を目的とするも、課税物件は土地其のものであると同様に、所謂對物的—營業の種類及所在に従ひ各個別々なる處の課税法に依つたものである、然るに營業收益税は、營業の純益に付て之を課するものであつて、營業其のものに付て賦課を爲すものではない、茲に於てか、

舊營業税の純然たる對物的収益税たるに反し、營業收益税の性質は、寧ろ之れ一種の特別所得税—營業所得税—に相當するものであると同時に、其の課税法も亦法人と個人と各別に、而して或る一人の營業者に屬する各種營業を通じて計算したる純益を課税標準とすること等、即ち對人的の課税法に依るものである

註 營業收益税の性質及舊營業税との比較考査に關する事項に付ては尙第二節を見よ

二 課税法の概要

舊營業税は、法人と個人を區別せず、總て一樣の課税法を以てしたものであるが、營業收益税は、法人と個人と各其の課税法—課税の範圍、課税標準の計算法調査決定手續、税率、納期等—を異にするものである、之れ即ち舊營業税は、營業其のものに付て之を課する所謂對物税に相當するものであつたが、營業收益税は營業の純益を課税の目的とする一種の對人課税の主義に依る各其の課税法の根本的主義の相違より來るものである(本節の一参照)

三 課税の範圍

舊營業税は、法人と個人を區別せず、左の各業に限て之を課したものである。物品販賣業、銀行業、保險業、無盡業、金錢貸付業、物品貸付業、製造業、運送業、倉庫業、運河業、棧橋業、船舶碇繫場業、貨物陸揚場業、鐵道業、請負業、印刷業、出版業、寫真業、席貸業、旅人宿業、料理店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業（計二十六種）

然るに、營業收益税は、左の如く、法人と個人と各其の課税範圍を異にするものである。

(一) 法人、營業收益税法施行地—内地—に、營業場を有する營利法人には總て課税する、故に其の商工業に屬するものは固より普通の觀念に於ては所謂營業に屬せざる事業—農業、牧畜、不動産管理、病院事業の如き—を營む法人に付ても亦營業收益税を課する、之を要するに法人に付ては、苟も其の營利の事業

を目的とするものであるならば、事業の種類の如何を問はず、總て之に課税するの主義に依つたものである、故に其の課税範圍は、舊營業税に比して著しく擴張された次第である。

(二) 個人、個人に對する營業收益税は、即ち舊營業税の例に倣ひ、税法施行地—内地—に營業場を有する左の營業に付てのみ之を課するものである。

物品販賣業、銀行業、無盡業、金錢貸付業、物品貸付業、製造業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、席貸業、旅人宿業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業（計十九種）

右は何れも、舊營業税の課税營業に屬したものであつて、而して舊營業税の課税營業の二十六種なるに對し、七種の減少と爲るは、即ち左の各業を除外したことに依るものである。

保險業、運河業、棧橋業、船舶碇繫場業、貨物陸揚場業、鐵道業、信託業

右は個人營業として存在せざるもの—保險業、信託業—又は個人營業として之を爲すもの極めて少數なるもの等に屬するを以て、即ち之を課税營業の種目より削除したのである。

四 課税の要件

舊營業税は法人と個人を通じて、營業の種類に依り各其の課税要件を異にし又は全く課税要件なきものも存してあつた、例之物品販賣業に在りては、賣上金額年二千圓に達すること、製造業に在りては、資本金額千圓以上なること及従業者三人以上を使用すること、運送業、印刷業、出版業及寫眞業に在りては、従業者三人以上、旅人宿業及料理店業に在りては、同四人以上を使用することを各其の課税の要件とし、その他金銭貸付業、席貸業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業及信託業に付ても、夫々一定の課税要件を規定し、而して銀行業、無盡業、運河業、棧橋業、船舶碇繫場業、貨物陸揚場業、倉庫業及鐵道業の各業に付ては、何等の

課税要件なく、其の業に相當するものは總て營業税を課すべきものとしてあつたのである。然るに營業收益税の賦課に付ては、法人と個人に依て趣を異にし

(一) 法人に付ては、何等の課税要件を定めず、苟も營利法人に付ては、資本金額、賣上金額若は收入金額の大小を敢て問はず又其の營業純益の多少に拘らず純益の存する限り其の純益を標準として課税するものである。

(二) 個人に付ても亦資本金額、賣上金額、收入金額等の大小を敢て問ふことなく、一に其の營業純益を目途として課税することは、即ち法人と同様であるが法人に對しては、其の純益の極めて僅少なるときに於ても仍且課税するに反し個人に付ては營業純益年四百圓に達するものでなければ課税しない、即ち之れ個人に付てのみ存する唯一の課税要件である。

五 課税標準

舊營業税は、營業の種類に依て夫々別異なる二種以上の課税標準—混合課税標

準—に依て課税したものである、例之物品販賣業は賣上金額及従業者、製造業は資本金額及従業者、料理店業は建物賃貸價格及従業者を以て、各其の課税標準と爲すの類であつたが、營業收益税は、營業の種類如何を問はず、各業を通して營業純益を以て即ち其の單一なる課税標準と爲すものである、而して課税標準は、法人、個人共に同一であることは、舊營業税も營業收益税も同様である

六 税率

舊營業税は、營業の種類に依て其の課税標準を異にする上に、更に營業の種類に依て各其の課税標準に對する税率を異にするものがあつた、但し税率は法人、個人共に均一なるものであつたが、營業收益税は營業の種類如何を問はず、總て單一的に營業の純益を以て課税標準と爲すものであるが、營業税の税率の法人、個人共に均一であつたのに及して、營業收益税の税率は、法人と個人と各其の率を異にする(法人は百分の三・六、個人は百分の二・八)

七 課税標準の計算及調査決定手續

(一) 課税標準の計算、舊營業税に付ては、課税標準たる金額は、法人、個人共に、原則として總て前年中の實績に依つて之を計算するものであつた。營業收益税の課税標準たる純益金額も亦原則として前年の實績に依ることは、舊營業税と其の主義を一にしておる、但し營業税は、法人、個人共に毎年之を課するものであるから、其の課税標準も亦其の前年分を算定すること法人、個人共に其の軌を一にしたものであるが、營業收益税は、法人に付ては各事業年度毎に之を課し、個人に付ては毎年之を課するものであるから、課税標準も亦各其の課税期間に對應する(法人は各事業年度、個人は前年分)ものを計算する

課税標準の計算に關して、舊營業税と營業收益税の相違する最も顯著なる事項は、舊營業税に付ては、課税標準の計算は、其の種類を異にする營業—例之物品販賣業と製造業に付ては、營業の種類別に之を計算し、同一種の營業に付

ても其の營業場の所在を異にするときは、各營業場毎に其の課税標準を計算するを原則とし、従て營業税の賦課も亦當然に、營業の種類又は營業場別たるものであつたが、營業收益税は對人的に其の者の營業の純益に付て之を課するのであるから、營業の種類又は營業場の所在如何を問ふことなく、同一人に屬する營業の其の總てを通算したる結果の純益金額に依るものである

(二) 課税標準の調査決定

舊營業税に付ては、納税義務ある法人及個人は、毎年一月中に營業名及課税標準の申告を要するものとし、而して課税標準の決定は、營業税調査委員の調査に依り政府に於て之を決定するを原則とするものであつた、然るに營業收益税は、法人に付ては、各事業年度毎に其の申告に依り、申告なきとき又は申告を不相當と認むるときは、政府の調査に依り政府に於て其の純益金額を決定する故に法人の純益金額は特別の調査機關―所得税に於ける所得調査委員會―の議

を経ることなくして政府に於て之を決定するものである、即ち此點は舊營業税と全く其の趣を異にする、個人に付ては、納税義務ある者は、毎年三月十五日迄に純益金額を政府に申告すべきものとし、所得調査委員會の調査に依り政府に於て之を決定する、即ち舊營業税の課税標準は、法人個人共に營業税調査委員會の調査を経たものであるが、營業收益税に付ては、個人に限て而して營業税調査委員會は廢せられ、其の代として所得税法の所得調査委員會に於て第三種所得即ち個人の所得金額の調査と同時に純益金額の調査を爲すものである

八 徴税方法

舊營業税は、法人、個人共に、其の年額を二分し、六月及十一月の二期に於て徴收したものであるが、營業收益税は、法人に付ては各事業年度毎に之を徴收し個人に付ては其の年額を二分し、八月及十一月の二期に於て之を徴收する、而して尙ほ舊營業税に付ては

(一) 新に營業を開始する者は、開業の翌年より其の營業税を徴收するものとし、銀行業外十種の資本課税を爲す營業に付ては、開業の翌年より尙三年間其の營業税を徴收せざるものであつたが、營業收益税は、營業の種類如何を問はず開業の年より直に之を賦課徴收する

(二) 營業を繼續し又は營業繼續と認むべき事實あるときは、納期に於て現に營業する者より營業税を徴收するものであつたが、營業收益税に付ては、斯の如き規定なく、即ち營業繼續の場合に於ても、各營業者は各別に課税せらるべきものである

(三) 營業者廢業するときは、營業税は其の廢業の月迄の月割計算に依て之を課するものであつたが、營業收益税に付ては、斯の如き規定なく、總て其の營業純益の存する限度に於て之を課するものである

(四) 同一人にして數種の營業を有し又は其の所在を異にする二以上の營業場を

有するときは、營業税は原則として各業且各營業場別に之を課するものであつたが、營業收益税は、營業の種類又は其の營業場の所在に拘らず、各營業並各營業場を通ずる其の營業純收の合算額に依り、法人に付ては其の本店、又は主たる營業場の所在地、個人に付ては納税義務者の住所地、住所なきときは主たる營業場の所在地―但し第三種所得税納税者に付ては、所得税の納税地に於て毎に合一的の賦課を爲すものである

第二章 營業收益税と所得税、地租及

資本利子税の關係に付て

第一節 營業收益税と所得税の關係

既に述ぶるが如く、營業收益税は營業純益—營業所得と大同小異なるもの—を目的として之を賦課する税であるから、其の性質は所謂一種の特別所得税—分類所得税とも謂ふ—に相當するものである、故に其の所得税—一般所得税—に對する關係は一は以て、所得の綜合的且對人的課税に屬する所得税の賦課以外に、更に其の所得の源泉的且對物的課税即ち營業の純益に對する營業收益税の賦課に依て、課税の一般的充實を期するものとし、他は以て、有根源所得即ち資産所得又は資産勤勞

の共働所得に對しては、單なる勤勞所得に對するよりは、比較的其の重き負擔を配すべしと爲す租税理論上並社會政策上の要求に依て、土地の收益に對する地租、家屋の收益に對する家屋税、貸付資本の利子に對する資本利子税と共に、營業の收益に對する營業收益税の存在が是認せられてある譯である、而して尙營業收益税其の他の收益税—又は特別所得税—に付ては、所得税に對する補完税たる地位職能及資産所得重課の必要と理由を以てする以外に、租税制度の考案に關する一般的理據としては、凡そ租税は其の負擔を敢て合一的ならしめずして、適當に之を分別することに依て、一は相互補足の利益を收め、他は納税者の納税負擔を比較的容易ならしむべき複税制度の採用を基本的の理由と爲すものであつて、此の見地に於てこそ營業收益税が、其の收益税に屬すると特別所得税に相當するとを敢て間はず、我國の國税體系中に仍然として存在すべき必要と理由が確認せらるべきものである

營業收益税と所得税の課税上の實際的關係に付て要説せむに

一、法人に付ては、營業收益税を課すべき營利法人は、即ち所得税を課すべき法人に相當するものであるから、二者必然的に一致すべきものである、而して營業收益税の課税標準たる營業純益及所得税に於ける法人の所得—普通所得—は、各何れも法人の各事業年度の總益金より總損金を控除したるものに依り之を計算するものであるから、之れ亦大體に於て一致すべきものである、但し法人の外國に於ける營業利益は、所得の計算に付ては之を包含せしむべきものであるが營業純益には加算すべからざること又は國債の利子には所得税を課せざるも、營業收益税は之を課すること其の他所得税法上に於ける所得の計算法と營業收益税法上に於ける純益金額の計算法とは、必しも其の軌を一にせざるものであるから、時に彼之著しく相違するものをも存するであらう

二、個人に付ては、營業收益税を課すべきものは、營業收益税法第二條に掲ぐる一定の種類の營業に之を限り且其の營業純益年四百圓以上のものなることを要件と

するものである

三 課税營業に屬せざる營業に付ては、其の収益如何に多額なるものと雖、營業收益税は課からない、但し所得税に付ては、營業の種類如何に拘らず、其の所得は即ち所得税の目的と爲るものである

四 營業收益税は純額金額年四百圓未滿なるときは之を課せない、然るに、所得税に付ては、假令其の分離したる營業所得僅少なるときと雖他の所得と合算して千二百圓以上と爲るときは即ち課税するものである、但し營業所得のみを有する者に在ては、營業所得四百圓以上なるときは即ち營業收益税の賦課あるも其の所得額千二百圓未滿なるときは、所得税は課からない

營業收益税に於ける個人の純益金額及所得税に於ける第三種の所得ち個人の所得金額は、何れも前年中の總収入金額より必要の經費を控除したる金額に依るを通則とするものであるから、大體に於て一致すべきものである、但し所得税に付て

は、其の所得の生ずる地の内外國何れに屬するとを敢て問はざるものであるが、營業收益税の目的たる營業純益は、内地に在る營業場に屬するものに之を限ると其の他の點に於て各其の課税範圍を異にするから、二者必然的に一致するものではなから

第二節 營業收益税と地租及資本利子

税の關係

營業收益税は營業の收益を目的として之を課するものであると同じき意義目的に於て、土地の收益に對する地租、不動産及營業に屬せざる資本―主として貸付資本―の利子に對する資本利子税が設けられてある、故に其の課税根據―所得税の補完作用、資産所得の比較的重課、複税制度の應用等―は總て同一なるものであつて、

唯其の課税物件の異なるに依て即ち税の種目及課税方法を異にするに過ぎない

營業收益税と地租又は資本利子税の各の地位及性質は、以上略説の如く總て同一の班に屬するものであるから、同一の税源―之を課税の目的とする税の資源たるもの―に付て、此等の税を重複に課することは許されない、而して若し其の重複課税と爲るものある場合に於ては、須く其の一の賦課を存して他の課税を洗除すべき方法を講ずべきものである。此の理よりして、營業收益税の賦課に付ては、營業用の土地に付納付したる地租及法人の納付したる資本利子税額は、之を營業收益税額より控除すべきものと定めてある、蓋し之れ營業收益税の課税標準たる營業純益に包含せらるる土地收益又は貸付資本の利子に對して、營業收益税と地租又は資本利子税即ち其の同一種なる税の重複課税を避くるの必要に出づるものである

註 地方税に屬する特別地税又は家屋税と營業收益税の課税關係に付ても、其の重複課税を回避すべき理論上の必要は因より存在するものである、更に地租―建物の敷地に對する―と家

屋税との重複課税に付ても同様の論議か認めらるべきものである、然しなから、我國現行の國税と地方税の課税上の聯絡並交渉は極めて不完全なる状態であつて、此等の不備缺點も亦以て已むを得すと爲されておる

第三章 營業收益税を課すべき者

第一節 營業收益税を課すべき法人

營業收益税法施行地に本店、支店其の他の營業場を有する營利法人には、營業收益税法の定むる所に依て總て營業收益税を課する

(參照)

營業收益税法第一條 本法施行地ニ本店、支店其ノ他ノ營業場ヲ有スル營業法人ニハ本法ニ依リ營業收益税ヲ課ス

右規定の示すが如く、營業收益税法施行地に本店、支店其の他の營業場を有する營利法人に付ては、其の内國法人たると外國法人たるとを區別せず又其の資本金額の大小、事業の種類及目的の如何に拘らず、總て營業收益税を課するものである、即

ち其の課税要件は

- 一、營業收益税法施行地に營業場を有すること
- 二、營利法人たること

右二個の事實に適合することを以て満足するものであつて、他に何等の制限を有しない

營業收益税法の施行地は、内國法の土地的効力に關する一般則に依り、朝鮮、臺灣及樺太を除く以外の帝國領土即ち俗に謂ふ内地を以て其の範域と爲すものである、故に税法施行地即ち内地に本店、支店其の他の營業場を有する營利法人は、當該營業場に於て爲す營業—又は普通に營業と稱せざる事業—に屬する純益に付て營業收益税を賦課せらるゝものである。

税法所謂營業場とは、店舗其の他營業の爲に設備せる一定の場所の謂と解すべきであるから、其の本店たると支店たるとを問はず、店舗、工場、事務所又は出張所

等其の種類又は名稱の如何に拘らず、凡そ營業を爲すに付て設備せる機關的場所の存在を以て即ち之に該當すと爲すべきものである、但し其の全く無機的設備に屬するもの、例之倉庫、荷置場、單なる出張員註在所の如きは、之を以て税法所謂營業場と爲すべきでない

營業場は必ずしも毎に獨立の場屋たることを要件としない、故に其の住宅と兼用のもの又は建物中の一部に之を設けたるもの—ビルディング内の借室に於けるが如き—も亦其の營業場たるに何等の問題はない、而して又營業場は其の公開的—商品を陳列せる街頭の店舗の如き—なると非公開的なるを區別すべき理由がない、故に單なる事務的の設備あるに止まるものと雖仍且營業場に相當するものを存する

(行政例) (左に掲ぐるは、舊營業税に關するものなるも、營業收益税に付ても亦同一の解釋に依ることを得べきものである)

- 一 營業場トハ住家ノ一部タルト否トヲ問ハス不斷公衆ノ自由ニ出入シテ營業上ノ取引ヲ爲ス場所ヲ謂フモノトス (明治三十四年十月 行政裁判所判決)

二 會社ノ代理店又ハ取扱店ニシテ其ノ收入金額ニ對シ會社ヨリ一定ノ手数料ヲ受クルノミニシ
 テ會社ノ資本ヲ使用セサルモノハ税法ノ所謂店舗又ハ營業場ニ該當セサルモノトス(明治四十二
 年四月行政

裁判所
 判決

法人の營業收益税は、營利法人に限り而して營利法人に付ては、總て之を賦課するものである、而して營利法人の何たるかは、税法上に之を規定する所なきも、民法又は商法に於ける「營利を目的とする法人」と蓋し同意義のものと解することが出来る、此の見解に依るときは、營業收益税を課すべき法人は

一、民法第三十五條の規定に依り設定したる社團法人

二、商法の規定に依る商事會社

右の法人を以て即ち其の屬種と爲すべきものである、而して所謂公益法人に屬せざる民法上の法人は、國法上毎に商事會社と同一に遇せらるるものであるから、所謂營利法人とは、之を要するに商法上の會社及之に準すべきものを以て其の種類と

爲すと云ふに歸する。

(參照)

民法第三十四條 祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其他公益ニ關スル社團又ハ財團ニシテ營利ヲ

目的トセサルモノハ主務官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

同 第三十五條 營利ヲ目的トスル社團ハ商事會社設立ノ條件ニ從ヒ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

前項ノ社團法人ニハ總テ商事會社ニ關スル規定ヲ準用ス

商法第四十二條 本法ニ於テ會社トハ商行爲ヲ爲スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社團ヲ謂

フ

營利ヲ目的トスル社團ニシラ本編ノ規定ニ依リ設立シタルモノハ商行爲ヲ爲スヲ業トセサル

モ之ヲ會社ト看做ス

註一 營業收益税を課すべき營利法人は、即ち一面に於ては所得税を課すべき法人に相當するものであるが、所得税に付ては、朝鮮、臺灣、關東州及樺太に本店又は主たる事務所を有する法人の所得税法施行地に在る資産又は營業に對しては、所得税法に依る第一種所得税を課

せざるものである(所得税法の施行に關する法律第二條) 然るに營業收益税に付ては、此等の法人に付ても、内地に在る其の營業に付ては賦課を爲すものであるから、此の點に於て營業收益税の課税範圍は所得税の夫よりは廣い

二 印紙、切手類の賣捌、度量衡の製作、修覆又は販賣、自己の採掘又は採取したる礦物の販賣、新聞紙法に依る出版、法人の漁業又は演劇興業等の營業純益に對しては、營業收益税を課せざるものであるから—税法第七條、第五章參照—此等の營業純益のみを有する法人は、即ち不課税者たる地位に置かるゝものである。

三 法人の納付したる地租及資本利子税は營業收益税額より之を控除すべきものであるから(税法第十條 第六章參照) 地租又は資本利子税の納付額が、營業收益税額以上なるものに在りては—土地會社又は公債、社債を多分に所有する銀行會社等に於て其の例を存すへし—營業收益税の賦課なきことゝ爲る、但し此の場合に於ても、營業收益税の附加税は免除せられざるものである(第六章及第七章參照)

四 舊營業税に付て、法令の規定を以て其の之を賦課せざる旨を規定せるもの、例之保險業法

第九十一條の相互會社には營業税を課せすとの規定の如きは、營業收益税に付ては其の適用なきものと解するを正當とする、蓋し營業税と營業收益税は其の性質を異にするのみならず課税の根據—法令—全く別異なるものであるからである

五 會社組織の取引所に付ては、特別營業税に相當する取引所營業税の賦課あるを以て、營業收益税は之を課すへからざるものと解するを相當とする

第二節 營業收益税を課すべき個人

第一款 課税の要件

營業收益税法施行地(第一節參照のこと)即ち内地に營業場を有し、税法第二條に列擧する種類の營業を爲す個人には、其の營業の純益に付營業收益税を課する

(參照)

營業收益税法第二條 本法施行地ニ營業場ヲ有シ左ニ掲クル營業ヲ爲ス個人ニハ本法ニ依リ營

業收益税ヲ課ス

- 一 物品販賣業(動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セサルモノ、販賣ヲ含ム)
- 二 銀行業
- 三 無盡業
- 四 金錢貸付業
- 五 物品貸付業(動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セサルモノ、貸付ヲ含ム)
- 六 製造業(瓦斯電氣ノ供給、物品ノ加工修理ヲ含ム)
- 七 運送業(運送取扱ヲ含ム)
- 八 倉庫業
- 九 請負業
- 十 印刷業
- 十一 出版業
- 十二 寫眞業

- 十三 席貸業
- 十四 旅人宿業(下宿ヲ含ム木賃宿ヲ含マス)
- 十五 料理店業
- 十六 周旋業
- 十七 代理業
- 十八 仲立業
- 十九 問屋業

右に示すが如く、個人の營業收益税は、税法第二條に掲ぐる計十九種の營業に相當するものに付て之を賦課するものであつて、右以外の營業に付ては、假令其の規模如何に大なるも又其の收益多大なるものがあつても、營業收益税を課することを得ない、而して又個人に付ては、營業の純益金額年四百圓に満たざるときは、營業收益税を賦課せざるものである(税法第九條本節第三款參照) 茲に於てか、個人に對する營業收益税の賦課は、左の各號の要件に適合する者を以て即ち其の有資格者と爲すものである

- 一、營業收益税法施行地に營業場を有すること
- 二、税法第二條に掲ぐる業種に相當する營業を爲すこと
- 三、當該營業の純益が年四百圓に達すること

註一 營業收益税法施行地及營業場の意義に付ては、本章第一節の説明を参照のこと

二 印紙切手類の賣捌、度量衡の製作、修復又は販賣、自己の採掘又は採取したる鑛物の販賣新聞紙法に依る出版、自己の收獲したる農産物、林産物、畜産物若は水産物の販賣又は之を原料とする製造等の營業純益に對しては、營業收益税を課せざるものであるから—税法第七條、第六章參照—此等の營業純益のみを有する個人は、即ち不課税者たる地位に置かるゝものである

三 個人が其の營業用の土地に付納税したる地租額は、營業收益税額より控除せらるゝものであるから—税法第十條、第六章參照—地租の納付額が、營業收益税額以上なるときは、營業收益税の賦課はない、但し此の場合に於ても營業收益税の附加税は免除せられざるものである—第七章參照

四 課税營業に屬せざる營業及納税資格なき營業者に對する地方税營業税の賦課に付ては、本章第三節を參照のこと

第二款 營業收益税を課する個人の 各種營業の意義

營業收益税を課すべき個人の營業は、税法第二條に掲ぐる十九種の營業に之を限ることは、既に述べたるが如くである、而して營業收益税は、總ての課税營業を通して、營業純益を目途として之を課するものであるから、課税營業中の甲の營業と乙の營業其の何れに該當すと爲すも、課税の方法、利害に於て異なる所はない、然るに一の營業が、營業收益税を課すべき十九種中の或種の營業に屬するや否やの決定は即ち營業收益税の課否に關するものである、即ち營業收益税を課すべき各種營業の意義及性質を詳にする必要も亦實に茲に存する

營業收益税を課すべき各種營業に付ては、税法は單に其の業名を示すに止まつて各業の意義及要件に付ては、何等規定する所がない、故に其の判定は、他に準據法令の存するものは即ち之に依り、然らざるものは、世上一般の商事知識を以て之に對するの外はない、即ち左に之を要説するであらう

一 物品販賣業

卸賣と小賣何れを専らにすると、或は又何れもを併せ爲すと、敢て之を區別せず、利益を得て讓渡する目的に於て取得したる物品の販賣を業と爲すものは即ち物品販賣業に相當するものである、而して其の物品と稱するは普通の觀念に於ては即ち商品に通ずるものであるが、動植物其他普通に物品と稱せざるものの販賣を爲すものも亦之を物品販賣業の範圍と爲すことは、税法第二條の特に之を規定する所である

物品販賣業は、物品の販賣を専ら其の目的とする營業である、故に製造業者が自己の製造に係る物品を販賣するが如きは即ち之を製造業の範圍とすべく、料理店業に於ける飲食物の供給—販賣—も亦當然に料理店業の範圍と爲すべきである營業收益税を課すべき物品販賣業は、税法施行地に營業場を有するものでなければならぬ、而して所謂營業場とは、營業の爲に特に設備せる一定の場所を指すものと解すべきが故に、之に該當する營業場を有せざる露店營業又は行商の如きは、即ち課税外の物品販賣業に屬すと爲すを相當とする

左に掲ぐる營業の収益には、營業收益税を課せざるものであるから、此種物品販賣業者は當該營業の純益の不課税なることに依り即ち不課税者たる地位に置かるるものである(税法第七條第五章參照)

一、政府の發行する印紙切手類の賣捌

二、度量衡の販賣

三、自己の採掘又は採取したる礦物の販賣

- 四、營業收益税法施行地外に在る營業場に於て爲す營業に屬する物品販賣
- 五、自己の收獲したる農産物、林産物、畜産物又は水産物の販賣、但し特に營業場を設けて爲す販賣を除く

(行政例) (左に掲ぐるは、舊營業税に關するものなるも、營業收益税に付ても亦同様の解釋に依ることを得るものである)

- 一 自己ノ所有地ヨリ陶磁器ノ原料タル石土ヲ採取シテ販賣スルモノハ別ニ店舗若ハ營業場ヲ設備スルモノニ限り物品販賣業トシテ課税スヘキモノトス (明治二十九年九月) (大正六年三月行) (月主税局長通牒) (政裁判所判決)
- 二 鐵道停車場構内ニ於テ常ニ店舗ヲ設ケ物品ヲ販賣スルモノハ物品販賣業トシテ課税スヘキモノトス (明治二十九年九月) (月主税局長通牒)
- 三 勸工場等ニ出店シテ貨物ヲ販賣スルモノハ物品販賣業トシテ課税スヘキモノトス (上) (同)
- 四 監獄署等官ノ作業場ニ於テ製造シタル物品ノ賣捌ヲ業トスル者又ハ監獄署等ニ物品ノ製作ヲ委託シ之カ販賣ヲ營業トスルモノハ共ニ物品販賣業トシテ課税スヘキモノトス (上) (同)
- 五 劇場等ニ於テ酒肴類ヲ供給スルモノ其ノ他仕出屋ト唱ヘ辨當其ノ他ノ飲食物ヲ自己ノ店舗

以外ニ於テ需要者ニ供給スルモノハ物品販賣業トシテ課税スヘキモノトス (上) (同)

- 六 無記名有價證券ノ賣買ニシテ他ノ營業(問屋業)ト爲ラナサル場合ハ物品販賣業トシテ課税スヘキモノトス (明治四十一年) (七月省議決定)
- 七 船舶ヲ以テ販賣行爲ヲ爲スモノ、課税方ハ左ノ區別ニ依ルモノトス (明治四十三年五月) (月主税局長通牒)
 - イ、本店ヲ有スルモノハ合算課税ス
 - ロ、巡航スルモノハ課税セス
 - ハ、時々巡航スルコトアルモ主トシテ一定ノ場所ニ在ルモノハ課税ス
- 八 農業ノ傍牛馬ノ賣買ヲ業トスルモノカ住宅構内ニ牛舎及繋留所ヲ有スル以上ハ特定ノ賣買又ハ交換カ其ノ以外ノ農家又ハ市場ニ於テ行ハレタリトスルモ該場所ヲ以テ營業場ト認定スルヲ妨ケサルモノトス (明治四十四年六月) (行政裁判所判決)
- 九 砂糖、綿絲、綿布、麥粉等ノ先物賣買ニ依リ差額取引(定期取引以外ニ於テ)ヲ爲ス者ニ對シテハ物品販賣業トシテ課税スヘキモノトス (大正七年六月) (主税局長通牒)

二 銀行業

第三章 營業收益税を課すべき者

銀行業の何たるかは、銀行條例の一般的規定及特殊銀行法其の他の關係法令並一般の商事觀念に依り之を判定することが出来る、而して銀行業は殆んど其の大部分は法人營業者に屬するも、時に其の個人經營に屬するものを存するが故に、即ち之を營業收益税を課すべき個人の營業中に指定した次第である

(参照)

銀行條例第一條 公ニ開キタル店舗ニ於テ營業トシテ證券ノ割引ヲ爲シ又ハ爲替事業ヲ爲シ

又ハ諸預リ及貸付ヲ併セ爲ス者ハ何等ノ名稱ヲ用ヒルニ拘ラス總テ銀行トス

銀行業は所謂認可營業の一種に屬するものである。故に認可を受けずして銀行業を營めるものに付ては、之をしも銀行業として課税すべからざるものの如くであるが、税法上の見解としては、税の賦課に關する營業の認定は、須く其の營業の實體に依るべきものであるから、即ち其の認可なきものと雖仍且銀行業とし課税するに何等の妨なきものと爲すのである

(行政例) (左に掲ぐるは、舊營業税に關するものなるも、營業收益税に付ても亦同様の解釋に依ることを得るものである)

- 一 認可ヲ受ケスシテ銀行業ヲ營メル者ニ對シテモ銀行業ノ實體アルニ於テハ銀行業トシテ營業税ヲ課スヘキモノトス (大阪局照會に對する主税) (局回答、大正八年二月)

三 無盡業

無盡業とは、無盡業法第一條の定むる或種の方法に依り金錢の給付を爲すを業とするものの謂である、而して無盡業は恰も彼の銀行業の如く所謂免許營業に屬するも、税法上の見解としては、無盡業法第一條の範圍に該當する營業に對しては、許可の有無に拘らず、即ち之を無盡業として營業收益税を課すべきものである。

(参照)

無盡業法第一條 本法ニ於テ無盡ト稱スルハ一定ノ口數ト給付金額トヲ定メ定期ニ掛金ヲ拂込マシメ一口毎ニ抽籤入札其ノ他類似ノ方法ニ依リ掛金者ニ對シ金錢ノ給付ヲ爲スヲ謂フ

無盡類似ノ方法ニ依リ金錢又ハ有價證券ノ給付ヲ爲スモノ亦同シ但シ賭博又ハ富籤ニ類似スルモノハ此ノ限ニ在ラス

同 第二條 無盡ノ營業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

營業トシテ無盡ノ管理ヲ爲スハ之ヲ無盡業者ト看做ス

同 第五條 無盡業ヲ營ム會社ハ他ノ事業ヲ兼營スルコトヲ得ス

會社ニ非サル無盡業者ガ他ノ事業ヲ直營セムトスルトキハ主務大臣ノ認許ヲ受クヘキモノトス

(課税例)

(左に掲ぐるものは、舊營業税に關するものなるも、營業(收益税に付ても亦同様の解釋に依るを得るものである)

一 無盡業ノ範圍ハ無盡業法第一條ノ規定ニ依リ明ナルモ其ノ形式ヲ定ムル要件ハ大要左ノ通トス (大正五年三月 主税局長通牒)

第一條前段

- 一 掛金ノ拂込ヲ爲サシムルコト
- 二 其ノ掛金ハ定期ナルコト

三 掛金ヲ爲ス者ハ一定ノ口數ニシテ此ノ口數カ一組ト爲リ居ルコト

四 掛金トシテ集レル金錢ハ之ヲ掛金者ニ給付スルコト

五 掛金ヲ給付スルニハ抽籤入札其ノ他類似ノ方法ヲ用ユルコト

第一條後段

一 無盡類似ノ方法ニ依リ金錢又ハ有價證券ノ給付ヲ爲スモノニシテ無盡類似トハ世俗ニ所謂親無盡ニ於テ被救濟者タル親ハ全ク掛金ノ義務(掛戻ト云フモノノ義務)ヲ負サルモノ又ハ積立貯金ノ形式ニ依ルモ一定ノ口數ヲ以テ團ヲ作り其ノ内ノ數口ヲ抽籤ノ方法ニ依リ特別貸付ヲ爲スモノノ如ク給付ノ口數ト掛金ノ口數トカ一致セサルカ如キモノ

二 掛金ノ額カ豫メ一定スルコトナク入札ニ依リ始メテ定マルカ如キモノ

二 無盡業法第二條ノ範圍ニ該當スルモノハ許可ノ有無ニ拘ラス營業税法ノ無盡業トシテ取扱フモノス (大正五年三月 主税局長通牒)

四 金錢貸付業

金錢貸付業とは、營利の目的を以て、業として金錢の貸付を爲すものを謂ふ、

故に其の營利の目的に因らざるもの、例之親戚、友人等に一時的金銭の融通を爲すもの又は業として之を爲すに非ざるもの或は又商品賣懸代金の整理手段として之を爲すものの如きは、之をしも金銭貸付業と爲すべからざるは勿論の義である、而して其の業として之を爲すものには、貸付方法の如何は敢て問はない、即ち其の質屋營業に屬すると、手形貸付を爲すと或は又俗に謂ふ信用貸付に屬するとを區別するの要はない

(課税例) (左に掲ぐるは、舊營業税に關するものなるも、營業收益税に付ても亦同様の解釋に依ることを得るものである)

- 一 金銭貸付業ヲ營ムトハ親族故舊ノ如キ特別ノ事情アル者ニ限ラス汎ク公衆ニ對シテ信用ヲ開始シ之ヲ繼續スルモノヲ謂フ (明治三十四年十月) 行政裁判所判決
- 二 他人ノ金銭ヲ資金ニ使用スル場合ト雖自己ノ名義ヲ以テ金銭ノ貸付ヲ業トスル者ハ金銭貸付業トシテ課税スヘキモノトス (明治四十年九月) 同上
- 三 多數ノ人ニ對シテ多額ノ貸金ヲ爲シ其ノ貸金ニハ孰レモ利子ヲ付シ繼續的ニ其ノ行爲ヲ爲

スモノハ金銭貸付ヲ營業ト爲スモノト認メサルヲ得ス、而シテ其ノ者カ農ヲ以テ本業トシ山林ヲ所有シ及債務者ノ一部ニ親戚又ハ知己アルモ金銭貸付カ營業タルヤ否ヲ判定スルニ何等關係ナキモノトス (明治四十二年四月) 同上

- 四 金銭貸付業ニ對シ豫メ營業免許若ハ同業者トシテ決定ヲ受クルカ如キ手續ヲ要スル規定ナキヲ以テ事實上金銭貸付ノ業ヲ爲ス以上ハ直ニ課税スルモ不法ナリト謂フヲ得サルモノトス (明治四十二年四月) 同上

五 親戚、故舊ニ對シ營利ノ目的ヲ以テセス金銭ヲ貸付クルハ之ニ營業税ヲ課スルヲ得スト雖利息及擔保ヲ徵スルコト他ニ營利的ニ貸付タルト何等異ナル所ナキトキハ親戚間ノ貸付ニ對シテモ尙ホ營業税納入ノ義務アルモノトス (大正七年二月) 同上

五 物品貸付業

物品貸付業とは、營利の目的を以て物品の貸付を業とする者の謂である。而して普通の觀念に於て物品と目せざるもの、即ち動植物—牛馬、盆栽の如き—其

他—船車—の貸付を業と爲す者も亦之を物品貸付業と爲す定である(税法第二條)

六 製造業

製造業とは、營利の目的を以て物品の人工的製出又は其の一部の助成を爲すを業とするものの謂である、故に所謂原始産業に屬する農業、林業、牧畜、鑛業及漁業の如きは固より製造業の範圍外である

製造業は物品の製造又は物品製造の助成を業とするものを以て其の類例と爲すものであるが、瓦斯電氣の供給及物品の加工修理を業とするものも亦之を含むものである(税法第二條)

左に掲ぐる營業の純益に付ては、營業收益税を課せざるものであるから、此種製造業は當該營業の純益の不課税なるに依り即ち不課税者たる地位に置かるるのである(税法第七條第五章參照)

一、度量衡の製作又は修覆

二、自己の收獲したる農産物、林産物、畜産物又は水産物を原料とする製造、但し特に營業場を設けて爲す製造を除く

註 舊營業税法上の製造業は、一定の製造場を設け職工を使役するものなることを要件としたものであるが、營業收益税法上の製造業に付ては、内地に營業場—製造場を含むも、之に限るものではない—を有することを課税の要件とするに止まり、一定の製造場の有無及職工の數等に關する所なきものである

七 運送業

運送業とは、運賃を得る目的を以て、旅客又は貨物の運送を爲すを業とするものの謂である、而して營業收益税を課すべき運送業には、手数料を得る目的に於て物品運送の取次を業と爲すもの即ち運送取扱業をも含むものである(税法第二條)

運送業は、其の陸上運送に屬すると海上運送に相當するとを敢て區別しない、

運送取扱に付ても亦同様である、而して其の鐵道業に相當するものは、個人營業として現に存せざるが故に課税上の問題を生じない

(参照)

商法第三百二十一條 運送取扱人トハ自己ノ名ヲ以テ物品運送ノ取扱ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ

運送取扱人ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外問屋ニ關スル規定ヲ準用ス

同 第三百三十一條 運送人トハ陸上又ハ湖川、港灣ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ

註 海上運送に付ては、商法第五編海商第三章運送に關する規定—商法第五百九十條乃至第六百四十條參照のこと

(行政例) (左に掲ぐるは、舊營業税に關するものなるも、營業收(益税に付ても亦同様の解釋に依るを得べきものである)

一 小舟ヲ以テ波止場ト碇船中ノ汽船トノ間ヲ往復シ旅客送迎、貨物運搬ヲ爲ス者ハ運送業トシテ課税スヘキモノトス

二 獨立シテ舟子ヲ使用シ貨物ヲ回漕スル船頭ノ如キハ、運送業トシテ課税スヘキモノトス

(同上)

三 乗合馬車ノ如キモ運送業トシテ課税スヘキモノトス (同上)

四 自ラ曳船作業ニ依リ旅客貨物ノ運送ヲ爲スモノハ運送業トシテ課税スヘキモノトス (大正四年九月、會計検査院ニ對スル主税局回答)

五 會社又ハ個人經營ニテ自動車ヲ貸付營業セルモノニシテ其ノ營業方法ハ乗用時間若ハ指定ノ場所ニ依リ料金ヲ定メ乗客ヲ輸送スルモノニシテ何レノ場合ニ於テモ常ニ自己傭人ノ運轉手並車掌ヲ附シテ運轉セシムルモノハ運送業トシテ課税スヘキモノトス (大正五年二月對スル主税局回答)

六 備船契約ニ依リ船舶ヲ利用セシムルモノハ運送業トシテ課税スルモノトス (大正五年十一月札幌局ニ對スル主税局回答)

八 倉庫業

第三章 營業收益税を課すべき者

倉庫業とは、倉敷料其の他の名義の報酬を受くるを目的として他人の爲に物品を倉庫に保管するを業とするものの謂である、故に其の業體は、物品保管の用に供する倉庫の設備あることを形式上の要件とする、但し其の倉庫が自己の所有に屬すると他より之を借入れたるものなることを敢て區別する必要なく、或は又其の寄託貨物に付保管の責に任ずると否と其の契約の内容に關する所なく、凡そ倉庫を備へて貨物を預り倉敷料其の他の名義を以て報酬を受くるを業とするものは總て倉庫業に屬すと爲すべきである

(参照)

商法第三百五十七條 倉庫業者トハ他人ノ爲ニ物品ヲ倉庫ニ保管スルヲ業トスル者ヲ謂フ

舊營業税法第六條 倉庫ヲ備ヘテ貨物ヲ預リ倉敷料其ノ他ノ名義ヲ以テ報酬ヲ受クル者ヲ倉

庫業トシテ營業税ヲ課ス

九 請負業

請負業とは、他人の委託に依る或仕事—土木、建築其の他の工事又は勞力仕事等—を請負ひ、其の完成の結果に對し相手方より相當の報酬を受くるを業とするものを謂ふ

請負業は、之を大別して、土木請負業—建築を含む—と勞力請負業の二種と爲すことが出来る、即ち舊營業税の賦課に付ては、曾て此の區別に依りたることありたるも—明治四十三年以前—後に之を廢して、請負業に屬するものは其の業態の如何を問はず、總て一樣に請負業として課税することと改めたのである、營業收益税を課すべき請負業も亦同様に、請負仕事の種類に依る區別を必要としない

(参照)

民法第六百三十二條 請負ハ當事者ノ一方カ成ル仕事ヲ完成スルコトヲ約シ相手方カ其ノ仕

事ノ結果ニ對シテ之ニ報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其ノ效力ヲ生ス

(課税例) (左に掲ぐるは、舊營業税に關するものなるも、營業收益税に付ても亦同様の解釋に依ることを得るものである)

- 一 塵芥ノ運搬又ハ道路ニ撒水スルコトヲ請負フモノハ之ヲ請負業トス (明治二十八年九月主稅局長通牒)
- 二 大工、左官等ニシテ人ノ依頼ヲ受ケ工事ノ手間賃ヲ見積リ豫メ其ノ額ヲ定メ引受ヲ爲スモノ又ハ工事ノ必要ノ材料共ノ他ノ諸費ヲ供給シ損益ヲ賭シテ他人ノ工事ヲ請負フモノハ請負業トス (同上)

三 他人ノ依頼ヲ受ケ生繭ノ乾燥ヲ營業トスルモノハ請負業トス (明治四十二年三月主稅局長通牒)

四 機械ヲ運轉シ賃金ヲ得テ他人ノ木材ヲ製板スルモノハ請負業トス (明治四十三年一月九日主稅局長通牒)

五 起毛、晒、洗濯、上繪、下繪、織物整理、陶器ノ繪付、和洋裁縫、製本等ハ請負業トス

(大正三年四月主稅局長通牒)

六 依頼人ヨリ原料ノ供給ヲ受ケ製作ニ對スル賃金ヲ得ルヲ專業トスルモノハ請負業トス (同上)

七 他人ノ爲ニ曳船ヲ爲シ報酬ヲ受クルヲ業トスルモノハ請負業トス (大正四年九月會計検査院ニ對スル主稅局長回答)

八 請負業者ノ營業場トハ請負ニ關スル契約ノ締結ニ關スル營業場ヲ指スモノトス (大正七年十月行政裁判所判決)

十 印刷業

十一 出版業

十二 寫真業

右各業の業體を通俗の觀念に依り定義すれば、左の如くてである

一、印刷業とは、機械又は化學の作用其の他の方法に依り他人の爲に文書、圖書を印刷するを業と爲すものを謂ふ

二、出版業とは、文書、圖書を印刷し又は他人に印刷せしめて、之を發賣するを業と爲すものを謂ふ

參照

註、新聞紙法に依る出版業の營業純益に付ては、營業收益を課せない—第五章のを謂ふ

三、寫真業とは、機械及化學の作用に依り人身又は物體を撮影するを業と爲すものを謂ふ

(參照)

出版法第一條 凡ソ機械舎蜜其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ間ハス文書圖書ヲ印刷シテ之ヲ發賣シ又ハ頒布スルヲ出版ト云フ(後略)

新聞紙法第一條 本法ニ於テ新聞紙ト稱スルハ一定ノ題號ヲ用ヒ時期ヲ定メ又ハ六箇月以内ノ期間ニ於テ定メスシテ發行スル著作物及定期以外ニ本著作物ト同一題號ヲ用ヒテ臨時發行スル著作物ヲ謂フ

十三 席貸業

席貸業とは、貸料其の他の名義を以て報酬を受け、客室又は集會場を貸すを業とするものの謂である。

席貸業は、場席の一次的貸付を營業の目的と爲すことに於て、營利の目的を以てする繼續的の貸間貸室と其の趣を異にし、飲食物の供給を爲さざるを普通とし又客の宿泊を期待せざること等に於て、料理店業又は旅人宿業と區別することが出来る。

(参照)

舊營業稅法第八條 貸料又ハ其ノ他ノ名義ヲ以テ報酬ヲ受ケ客室又ハ集會場ヲ貸ス者ヲ席貸

業トシテ營業稅ヲ課ス但シ建物賃賃價格百圓未滿ノ者ニハ營業稅ヲ課セス

(課稅例) (左に掲ぐるは、舊營業稅に關するものなるも、營業收(益稅に付ても亦同様の解釋に依るを得べきものである)

一 席貸業ニハ待合茶屋芝居茶屋ノ類ヲ包含スルモノトス但シ其ノ料理店業ニ該當スルモノハ之ヲ料理店業トス(明治二十九年九月主稅局長通牒)

二 劇場業者又ハ寄席業者カ劇場又ハ寄席ヲ其ノ目的ニ使用シ又ハ使用セシムル場合ハ營業稅ヲ課セサルモ之ヲ其ノ目的以外ニ集會場トシテ貸付ケ報酬ヲ受クルモノニシテ營業ト認メ得ヘキ場合ハ之ヲ席貸業トス(明治四十四年七月會計檢査院ニ對スル主稅局回答)

三 一定ノ客室ヲ設ケ酒肴ヲ他ヨリ取寄セ藝妓ヲ招キ遊興セシムル營業ハ席貸業トス(大正五年一月主稅局長通牒)

四 温泉地又ハ海水浴場等ニ於テ客室ヲ設ケ浴客其ノ他ノ遊覽者ニ對シ宿泊ヲ條件トセスシテ隨時一定ノ期間貸間ヲ爲シ報酬ヲ受クルモノニ對スル營業稅課稅方ハ營業ト認メラルモノ

ニ限り席貸業トス(大正八年五月)
主税局通牒)

十四 旅人宿業

旅人宿業とは、宿料を受けて旅人を宿泊せしむるを業とするものの謂である。而して營業收益税を課すべき旅人宿業には、普通の旅館營業の外に尙所謂下宿營業をも含むものとし、木賃宿—低級なる宿泊所—は之を含まずと爲すものである

(税法
第二條)

旅人宿業は、宿料又は下宿代を受けて人を宿泊せしめ又は人を寄宿せしむるを營業の目的と爲すものであるから、其の飲食を供すると否とに關する所はない、而して單に客室又は場席の利用を提供するに止まる營業は即ち席貸業に屬するものと爲すべく、又其の飲食物を供給販賣するを營業の目的とし、其の爲に客室を備けて客の使用に供するが如きは、即ち之を料理店業と爲すべきものである

(参照)

舊營業税法第九條 營業税ヲ課スヘキ旅人宿業ハ飲食物ヲ供スルト否トニ拘ラス旅客ヲ宿泊

セシメ又ハ人ヲ寄宿セシメ從業者四人以上ヲ使用スルモノトス但シ木賃宿ニハ營業税ヲ課

セス

十五 料理店業

料理店業とは、客室を設けて飲食物を販賣するを業とするものの謂である、即ち料理店業の目的は飲食物の販賣に在るも、客室を設けて顧客の使用に供し、其の設備の下に主として飲食物の販賣を爲すことに於て、單なる飲食物の販賣營業、即ち物品販賣業に屬するものと之を區別することが出来る

(参照)

舊營業税法第十一條ノ一 營業税ヲ課スヘキ料理店業ハ從業者四人以上ヲ使用シ客室ヲ設ケ

テ飲食物ヲ販賣スル者トス

十六 周旋業

第三章 營業收益税を課すべき者

周旋業とは、他人の爲に商行爲に非らざる行爲の媒介、代理、取次又は用辨等を爲し、周旋料其の他の名義を以て報酬を受くるを業とするものの謂である、例之土地家屋其の他の物件の賣買又は物件若は金錢の貸借の仲介、雇人口入、廣告の取次を營業と爲すものの如きは、即ち之に該る

周旋業は、其の營業行爲が、商行爲の代理又は媒介に屬せざることにて即ち之を代理業、又は仲立業と又其の當事者間に於ける一定の行爲が、信託契約に因るものに非ざることにて、信託業と、何れも之を區別することを得るものである

(課税例) (左に掲ぐるは、舊營業税に關するものなるも、營業收(益税に付ても亦同様の解釋に依るを得るものである)

- 一 移民取扱人ハ周旋業トス(明治三十五年五月、外務省通商局ニ對スル主税局回答)
- 二 家畜市場法ニ依ル家畜市場開設者ニシテ他人間の商行爲ノ媒介ヲ爲ス者ハ仲立業トシ代金ノ取立物件ノ取次ヲ爲ス者ハ之ヲ周旋業ト(大正三年二月滋賀縣ニ對スル主税局回答)
- 三 家畜市場法施行規則第八條但書該當ノモノノミナル場合ト雖市場開設者ヲ周旋業トス

(大正三年七月廣島局ニ對スル主税局回答)

四 他人ノ委託ニ依リ家屋管理ニ關スル一切ノ行爲ヲ自己ノ名義ニ於テ行フモ管理セラルヘキ財産權即チ家屋カ依然委託者名義ナルトキハ信託業ニ該當セス之ヲ周旋業ト爲スヘキモノトス(明治四十四年五月大阪局ニ對スル主税局回答)

五 家畜市場法ニ依ル市場開設者ガ牛馬羊豚ノ賣買交換ニ付直接媒介行爲ナシト雖其ノ代金ノ決済ニ關シ入場料又ハ檢診料ヲ徴シ若ハ賣買又ハ交換成立シタルトキ其ノ家畜ニ付一定ノ料金ヲ徴收スルモノ如キハ周旋業トシテ課税スヘキモノトス(大正五年十一月行政裁判所判決)

十七 代理業

商法第三十六條に依れば、代理商とは、使用人に非らずして一定の商人の爲に平常其の營業の部類に屬する商行爲の代理又は媒介を爲す者を謂ふものであるから、代理業の業體も亦之に準據して決定するを相當とする

代理業は、商行爲の代理又は媒介を營業の目的と爲すの點に於て、即ち周旋業と

異なり、一定の商人の爲に平常其の營業の部類に屬する商行爲の代理又は媒介を爲す即ち其の限定的なる事に於て、仲立業又は問屋業と之を區別する事が出来る
(参照)

商法第三十六條 代理商トハ使用人ニ非シテ一定ノ商人ノ爲ニ平常其ノ營業ノ部類ニ屬スル商行爲ノ代理又ハ媒介ヲ爲ス者ヲ謂フ

(行政例) (左に掲ぐるは、舊營業税に關するものなるも、營業收(益税に付ても亦同様の解釋に依るを得べきものである)

一 銀行若ハ生命保險會社等ノ代理店ト稱シ其ノ本社ヨリ相當ノ報償金ヲ受クルモノハ代理業トス(明治二十九年九月) 主税局長通牒

二 銀行業者カ、日本銀行、日本勸業銀行ノ代理店トナリ其ノ報酬ヲ受クルモ代理業トシテ課税セス(明治四十五年三月九日 總局ニ對スル主税局回答)

十八 仲立業

商法第三百五條に依れば、他人間の商行爲の媒介を業とする者を仲立人とす、

即ち仲立業の意義も亦之に準據することが出来る

仲立業は、廣く他人間の商行爲の媒介を爲すものであることに於て、限定的なる代理商と異り、其の媒介は商行爲に係る點に於て、周旋業と異り、單に其の商行爲の媒介を爲すに止まることに於て、之を問屋業と區別することが出来る

(参照)

商法第三百五條 仲立人トハ他人間ノ商行爲ノ媒介ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ

十九 問屋業

問屋業の意義も亦商法の規定に準據して判定することが出来る、即ち問屋とは自己の名を以て他人の爲に物品の販賣又は買入を爲すを業とする者を謂ふのである(商法第三百十三條)

問屋業は、其の營業に係る取引が總て自己の名義に於て行はるる點に於て、之を代理業と區別するを得べく、又其の營業行爲が物品の販賣又は買入に屬する點

に於て、仲立業と趣を異にし、其の物品の販賣は、他人の委託に基くものなるゝとに於て物品販賣業と異なるものである

(参照)

商法第三百十三條 問屋トハ自己ノ名ヲ以テ他人ノ爲ニ物品ノ販賣又ハ買入ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ

(行政例) (左に掲ぐるは、舊營業税に關するものなるも、營業收(益税に付ても亦同一の解釋に依るを得るものである)

- 一 問屋業ト物品販賣業ノ分ルル點ハ委託者ノ計算ニ於テスルト否トニアリ而シテ官廳又ハ會社等ト契約ヲ締結スルニ自己ノ計算ニ於テ一定ノ物品ヲ納入スルコトヲ約シ適宜他ヨリ購買シテ調達スルカ如キハ物品販賣業トシテ課税スヘキモノトス (明治四十二年四月) (大藏大臣訴願裁決)

第三款 免 税 點—課税最低限

營業收益税は、營業の純益に付之を賦課するものである (税法第三條(第四章參照) 故に資本金の

大小、賣上其の他の収入金の多寡又は従業員の多少等に關する處はない、而して營利法人に付ては、其の營業—事業—の種類如何を問はず、各事業年度の純益金額を算定して營業收益税を課するものであつて、而かも其の純益金額に付て別段の制限なきが故に、純益金額如何に僅少なるときと雖課税せらる、然るに個人に付ては、一年の純益金額四百圓に滿ざるときは、即ち營業收益税を課せざるものである。

(參照)

營業收益税法第九條 個人ノ純益金額四百圓ニ滿タサルトキハ營業收益税ヲ課セス

右の如く、個人の營業—課税營業—に付ては、其の純益金額四百圓を以て所謂免稅點—課税最低限—と爲すものであるが、之に關しては、尙左の諸點を補説する必要がある

- 一、個人に對する營業收益税の免稅點は、各種の課税營業を通じて同一の基準—純益金額四百圓—に依るものである、即ち舊營業税の免稅點の營業の種類に依り異

なるものありたると大に其の趣を異にする所である

二、個人に對する營業收益税の免稅點は、同一人に屬する各種の營業又は各地の營業を通して計算したる其の純益金額の合計額に依るものである、即ち舊營業税の免稅點の之を各營業別又は各營業場毎に決定するを原則としたると全く其の趣を異にする

第三節 營業收益税と地方税の課税の分界

營業收益税を課する法人又は個人の營業に對しては、一定の制限に於ける附加税を課する以外其の營業に付て地方税を課することを得ない(地方税制限 法第二條)

(参照)

地方税制限ニ關スル法律(明治四十一年三月 法律第三十七號)抄

第二條 北海道、府縣其ノ他ノ公共團體ハ左ノ制限以内ノ營業收益税附加税ヲ課スルノ外

營業收益税ヲ納ムル者ノ營業ニ對シ課税スルコトヲ得ス

一 北海道、府縣 營業收益税 百分ノ四十一

二 其ノ他ノ公共團體 營業收益税 百分ノ六十

(第二項略)

右の規定に於て「營業收益税ヲ納ムル者」とは、營業收益税を現實に納むる者の謂と解すべきものであるから、假令其の營業收益税を課せらるべき者と雖現實に納税せざるもの—營業收益税法第八條に依り免稅と爲りたる者の如き—は即ち之に屬せざるものである。而して又營業收益税を課する營業に付地方税の賦課を禁ずるは營業其のものに對する國税、地方税の二重課税を排除せむとするに在るを以て、營業と別個に、一種の物件税として地方税—雜種税—を課することは、假令其の課税の目的物が營業用の物件に屬する場合—建物税、車輛税の如き—と雖敢て不當と爲すを得ずと解されてゐる

(行政例)

- 一 營業税ノ納税義務ヲ有スル營業者ノ營業ニ付テハ附加税ノ外府縣税又ハ地方税ヲ課スルコトヲ得ストノ規定ハ營業者ノ營業上使用スル物件ニ對シテ縣税ヲ賦課スルコトヲ禁シタルモノニ非ス故ニ雜種税トシテ車輛及建物ヲ目的トシ賦課シタル車輛及建物税ハ營業者ノ營業ニ對スル課税ト各別ナルヲ以テ違法ノ課税ナリト謂フヲ得ス(明治四十二年三月行政裁判所判)
- 二 明治四十一年法律第三十七號第二條ノ「營業税(營業收益税)ヲ納ムル者」トハ現實國稅營業税 營業收益税ヲ納ムル義務ヲ有スル者ト解スルヲ相當トスハキモノニシテ營業税法第二十一條第二項ノ營業税不徵收期間ニ於ケル營業者ニ對シ府縣其ノ他ノ公共團體ニ於テ課税ヲ爲スモ違法ニアラス(大正七年六月行政裁判所判決)

營業收益税を課せざる營業に對する地方税營業税の賦課は、固より其の自由なる處である、而して營業收益税を課せざる營業の廣義に於ける其の範圍は實に左の如くである

- 一、營業收益税法第二條に掲ぐる營業に屬せざる個人の營業
 - 二、營業收益税法第二に掲ぐる營業に屬するも其の純益金額四百圓未滿なるもの
 - 三、純益皆無なる法人の營業
 - 四、營業收益税法第八條に依り免税となりたる法人又は個人の營業
- 右各號の營業に對しては、地方税法の定むる所に依り地方税營業税―府縣税―を課し、市町村は之に對して附加税を賦課することが出来るものである(地方税法第十四條)但し地方税營業税を課すべき營業の種類は、營業收益税法第二條に掲ぐるもの及勅令を以て之を定むるものに限ると爲す消極的規定を別に存する(地方税法第十五條)

(參照)

地方税法(大正十五年三月法律第三十四條)

- 第一條 北海道、府縣ハ本法ニ依リ特別地稅、家屋稅、營業稅及雜種稅ヲ賦課スルコトヲ得
- 第十四條 營業稅ハ營業稅收益稅ノ賦課ヲ受ケサル營業者及營業收益稅ヲ賦課セサル營業ヲ爲

ス者ニ之ヲ賦課ス

第十五條 營業稅ヲ賦課スヘキ營業ノ種類ハ營業收益税法第二條ニ掲クルモノ及勅令ヲ以テ定

ムルモノニ限ル

第十八條 營業稅ノ課稅標準竝營業稅及其ノ附加稅ノ賦課ノ制限ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定

ム

附 則

本法ハ大正十五年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ家屋稅營業稅及雜種稅其ノ附加稅竝戶數割ニ關スル規定ハ大正十六年度分ヨリ之ヲ適用ス

明治十三年第十六號布告及同年第十七號布告ハ大正十五年度分限り之ヲ廢止ス

(以下略)

註 明治十三年第十六號布告ハ地方稅規則、同年第十七號布告ハ營業稅及雜種稅ノ種類及制限ニ關スル規則ニシテ、地方稅營業稅及雜種稅ノ課稅ニ關スル根據法タリシモノテアル

第四章 課稅の目的たる營業の純益

第一節 營業の純益とは何か

營業收益稅は、營業の純益に付之を賦課するものである

(參照)

營業收益税法第三條 營業收益稅ハ營業ノ純益ニ付之ヲ賦課ス

營業收益稅は、營利法人の各事業^年年度の純益又は營業收益税法第二條に掲ぐる營業を爲す個人の當該營業の前年中の純益を目的とし、之を標準として賦課するものである、而して

一、法人の純益金額は、各事業年度の總益金より總損金を控除したる金額即ち各事業年度の利益金に相當するものに依るの定であるから(税法第四條第二節參照)或は其の純益中

には、普通の觀念に於ける營業の利益以外の利益、例之、土地其の他の不動産より生ずる利益、資産の評價増に依る利益、配當金又は債券利子等を包含する場合に於ても、其の總てを營業の純益と爲すものであつて、之を要するに法人の營業收益は、營業收益税を課すべき法人即ち營利法人の收得するものなるに依り、其の總てを以て、營利事業に屬する純益即ち營業純益に相當すと爲すの見解に出たるものと思料せらる、然しながら、此の包括的課税主義を採用せる半面の有力なる理由としては

- 一、法人に付ては其の純益を純然たる營業純益と、營業に屬せざる事業又は財産上の純益とに區分課税するの煩を避けたること
- 二、若し其の純然たる營業純益に付てのみ營業收益税を賦課するとせば、營業純益に屬せざる他の純益又は營業純益に相當せざる純益のみを有する法人の利益—同族會社の營業以外の事業又は財産上の利益の如き—に付ては、其の利益

の配當金に對して資本利子税を課すべきの理とする、而かも斯の如きは課税上の繁煩一方ならざること

註 營業收益税及資本利子税の新設を含む政府の税制整理の當初の計畫に於ては、右の課税法を採用せむとしたる事蹟がある

三、營利法人に對する營業收益税の一般的賦課は、所謂同族會社等の私的法人に對する制時的課税の目的に於ては、營利法人の純益は、其の發源の如何を問はず、營業純益として營業收益税を賦課するを有効とすること

即ち以上各項の事由を擧げることが出来る

二、個人の營業純益は、營業税を課すべき各種の營業に付て、其の總收入金額より必要の經費を控除したる金額即ち其の純然たる營業利益に相當するものに依る定てある(稅法第六條)故に

一、課税營業(稅法第二條第三章參照)に屬せざる營業の利益—又は所得—は、之を營業收益税

の課税標準たる營業純益としない

二、課税營業の収入に屬するも、資本利子税を課せらるべき資本利子は、營業純益に算入すべからざるものである(税法第六條、詳細は第二節参照のこと)

之に依て見れば、個人の營業純益は、特定の課税營業に屬する當該營業の利益即ち個人の爾餘の収益と別離的に計算する一種の分類所得に相當するものである。法人の營業純益の包括的且對人的なるに比し、之は分別的且對物的である

第二節 營業純益の計算法

第一款 法人の營業純益

法人の營業純益は、營業收益税を課すべき營業即ち其の法人に屬する總ての事業中營業收益税を課せざる營業を除きたる部分に付計算したる各事業年度の總益金よ

り總損金を控除したる金額、即ち各事業年度の利益金に相當するものに依るの定である、而して法人が事業年度の中途に解散し又は合併に因りて消滅したる場合に於ては、其の事業年度の始より解散又は合併に至る迄の期間を一事業年度と看做し、右期間に於ける總益金より總損金を控除したる金額を以て當該事業年度の純益と爲すものである

(参照)

營業收益税法第四條 法人ノ純益ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル

法人カ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ

解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

同施行規則第一條 法人ノ純益ハ營業收益税ヲ課スヘキ營業ニ付其ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除

シテ之ヲ計算ス法人ノ前事業年度ヨリ繰越シタル益金又ハ損金ハ其ノ事業年度ノ純益計算上益金又ハ損金ニ之ヲ算入セス

右の規定は恰も彼の所得税法に於ける保險會社以外の法人の各事業年度の普通所得の計算法と其の軌を一にするものである、故に法人の各事業年度の營業純益と普通所得は、多くの場合に於て同一又は近似の數額たるべく、而かも此の場合に於ては、其の内容實質亦共通的のものたるは更めて説く迄もない、之を要するに、法人の營業純益は、法人の普通所得と大體に於て同一の觀念に依ることを得るものである、但し營業收益税と所得税とは、課税の目的固より別異なるものであるから、課税の範圍は必ずしも一致しない。即ち其の爲に法人の各事業年度の營業純益と普通所得とは、各其の數額及内容の不一致なることの有り得るは勿論である

(參照)

所得税法第三條 所得税ハ左ノ所得ニ付之ヲ賦課ス

第一種 甲 法人ノ普通所得

乙 法人ノ超過所得

丙 法人ノ清算所得

(以下略)

同 第四條 法人ノ普通所得ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ保險會社ニ在リテハ各事業年度ノ利益金又ハ剩餘金ニ依ル

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ普通所得ハ本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ニ付前項ノ規定ニ準シ之ヲ計算ス

法人カ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

既に述ぶるが如く、法人の營業純益は、法人の各事業年度の普通所得の計算と同一の原則に依るものである、但し二者各其の課税根據の別異なる關係上計算の範圍必ずしも一致せざること亦既述の如くである、即ち左に法人の營業純益の計算法に關する各細目の解説を試むると同時に、其の普通所得の計算法との異同を併せて

説述することとする

一 計算期間—法人の事業年度

法人の營業純益は、各事業年度毎に之を計算するものである、而して純益金額の計算期間は即ち課税期間に相當するものであつて、此點は法人の普通所得の計算及課税と全然同一軌である

「法人の事業年度は、事業經理の便宜の爲に定むる一定の計算期間の謂であつて或は之を營業年度と稱し又は會計年度と謂ふも、蓋し同一義である」

事業年度の期間は、一年を越えざる範圍に於て、適宜に之を定むることが出来る、但し其の期間は毎年一回一定の時期に於て終結するものなること即ち定期的に回歸するものでなければならぬ。

法人が事業年度中に解散し又は合併に因りて消滅したる場合に於ては、其の事業年度の始より解散又は合併に至る迄の期間を以て一事業年度と看做すことは、

税法（營業收益税法第四條第二項所得税法第四條第三項）の特に之を示定する所であつて、即ち之に依て事業年度の終期の非回歸的なる場合の課税上の疑義を回避せむとするに外ならない

二 計算の通例

法人の營業純益は、各事業年度の總益金より總損金を控除したる金額に依り之を計算するものである。而して税法所謂總益金又は總損金の意義は、即ち法人會計の一般理法に於て益金又は損金と爲すべき各種勘定の總括的金額の謂と解すべきものであつて、税法上に於て之に關する別段の規定を置かざる理由も亦其の普通の會計理念と異なる所なきの意に出づるものと謂ふことが出来る、故に營業純益の計算上各事業年度の益金又は損金と爲すべき金額は、税法上の特別規定あるもの（次の三）を除くの外は、總て法人の會計に關する一般的の理論、法則に依て之を決すべきものである。

三 計算の範圍

法人の營業純益は、法人の各事業年度の總益金より總損金を控除したる金額に依るものである、而して法人の各事業年度の總益金及總損金は、當該法人の總ての經濟に通ずるものなるべきは勿論の義であるから、之を要するに法人の營業純益は、法人の各事業年度の純益—又は利益—に相當するものでなければならぬ。従て通俗の觀念に於ては、營業上の利益に屬せずと爲すもの、例之所有株式の配當金、土地家屋等の單なる保有財産より生ずる利益等をも總て包含するものである、故に營業純益と爲すべき金額の通念は、恰も彼の法人の各事業年度の普通所得と相一致するものである、但し左の諸點に付ては、特に其の異同を明にする必要がある

(一) 法人の營業純益の計算に付ては、前事業年度より繰越したる益金又は損金—所謂前期繰越益金又は繰越損金—は之を其の事業年度の總益金又は總損金に算入せずと爲すものである(規則第一條)之に依て見れば、法人の各事業年度の營業純

益は前事業年度の計算の結果に拘ることなく、當該事業年度に於ける總益金及總損金のみを以て之を計算するものであつて、每期打切の計算に依るべきことは恰も彼の法人の普通所得の計算と同一である(所得稅施行規則第一條)

(参照)

營業收益税法施行規則第一條第二項 法人ノ前事業年度ヨリ繰越シタル益金又ハ損金ハ其ノ事業年度ノ純益計算上益金又ハ損金ニ之ヲ算入セス
 所得稅法施行規則第一條 法人ノ前事業年度ヨリ繰越シタル益金又ハ損金ハ其ノ事業年度ノ所得計算上益金又ハ損金ニ之ヲ算入セス

(二) 左に掲ぐる營業の純益には、營業收益稅を課せざるものであるから、法人の各事業年度の當該營業に屬する益金及損金は、之を其の事業年度の總益金及總損金より除外しなければならぬ(稅法第七條)

1. 政府の發行する印紙切手類の賣捌

2. 度量衡の製作、修覆又は販賣
3. 自己の採掘し又は採取したる礦物の販賣
4. 新聞紙法に依る出版
5. 營業收益税法施行地外に在る營業場に於て爲す營業
6. 漁業又は演劇興業

註 前記の營業收益税を課せざる營業の純益は付ては、第五章を参照のこと

右は法人の營業純益の計算に付てのみ然るべきものであるから、法人の各事業年度の普通所得の計算に付ては、此等の營業に屬する益金又は損金と雖之を排除するものに非ざるは勿論である

(三) 法人の營業純益の計算に付ては、國債の利子及貯蓄債券の利子も亦之を其の總益金に算入すべきは勿論である、蓋し國債の利子及貯蓄債券の利子には、所得税を課せずと爲す特別法あるを以て、即ち所得の計算に於ては、之を除外

すべきものであるが、營業收益税に付ては何等特別の規定なく、從て之を除外する理由がない

(参照)

國債證券ノ利子及貯蓄債券ノ利子ニ對スル所得税免除ノ件 (明治三十八年二月法律第十九號)

軍備補充ノタメ及臨時事件支辨ノタメ明治三十七年以降政府ノ發行スル國債證券ノ利子及貯蓄債券法ニ依リ發行スル貯蓄債券ノ利子ニハ所得税ヲ免除ス但シ既納ノ税金ハ之ヲ還付セス

國債利子ニ所得税ヲ課セサル件 (明治四十二年三月法律第七號)

國債ノ利子ニハ所得税ヲ課セス

(四) 命令を以て指定する重要物産の製造業又は製鐵業獎勵法に依る製鐵業より生ずる純益—所得税に付ては所得—は、其の純益を有する者の申請に依り一定の期間營業收益税の課税を免除せらるる (税法第八條) (製鐵業獎勵法) 故に此等營業に屬する益

金及損金は當該事業年度の總益金及總損金より除外せらるべきものであることは恰も彼の不課税純益(前叙(二)を見よ)と同様であつて、而して又所得税に於ける法人の普通所得の計算に付ても亦同一の例に依るべきものである

註 營業收益税を免除せらるべき營業に付ては、第五章を参照のこと

(五) 法人が各事業年度に於て納付したる地租額又は資本利子税額は、之を當該事業年度の營業收益税額より控除し、其の差引殘額を以て現實に徴收する營業收益税と爲すものである(税法第十條第二項第六章第二節參照)而して此の場合に於ては、其の控除せらるべき地租又は資本利子税は、純益計算上之を損金と爲さざるものである(税法第十條第四項)蓋し之れ、控除せらるべき地租又は資本利子税を損金と爲すに於ては、營業收益税額より之を控除する結局の計算と相俟て、此の控除せらるべき地租又は資本利子税に相當する純益金額に對する營業收益税の謂れなき免稅と爲るを制せむとするに由るものである

第二款 個人の營業純益

個人の營業純益は、營業收益税を課すべき各種營業(税法第二條第三章參照)の前年中の總収入額より必要の經費を控除したる金額、即ち當該營業の純益金—所得税の關係に於て見れば當該營業の所得—に相當するものに依る、但し例外として、前年一月一日より引續き爲したるに非ざる營業に付ては、其の年の豫算に依り純益金額を計算すべきものである(税法第六條)

(參照)

營業收益税法第六條 個人ノ純益ハ前年中ノ總収入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ前年一月一日ヨリ引續キ爲シタルニ非サル營業ニ付テハ其ノ年ノ豫算ニ依リ計算ス相續シタル營業ニ付テハ相續人カ引續キ之ヲ爲シタルモノト看做シテ其ノ純益ヲ計算ス資本利子税ヲ課セラルヘキ資本利子ハ之ヲ純益ニ算入セス

同 施行規則第六條 個人ノ純益ハ營業收益税ヲ課スヘキ營業ニ付其ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シテ之レヲ計算ス

右の規定に依れば、個人の營業純益の計算法は、所得税に於ける第三種の所得—個人ノ所得—に屬する個人の營業所得の算出法と其の例を一にするものであつて、之に依て見れば、營業收益税を課すべき個人の營業純益は當該營業に付て算出する第三種の所得と大體に於て一致すべきものである

(参照)

所得税法第十四條 第三種ノ所得ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算出ス

- 一、營業ニ非サル貸金ノ利子並第二種ノ所得ニ屬セサル公債、及預金ノ利子ハ前年中ノ收入金額
- 二、山林ノ所得ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額
- 三、賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ收入金額

四、法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ收入金額(無記名株式ノ配當ニ付テハ支拂ヲ受ケタル金額)ヨリ其ノ十分ノ四ヲ控除シタル金額

五、俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料及此等ノ性質ヲ有スル給與ハ前年中ノ收入金額但シ前年一月一日ヨリ引續キ支給ヲ受ケタルニ非サルモノニ付テハ其ノ年ノ豫算年額

六、前各號以外ノ所得ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額但シ前年一月一日ヨリ引續キ有シタルニ非サル資産、營業又ハ職業ノ所得ニ付テハ其ノ年ノ豫算年額株式ノ消却ニ因リ支拂ヲ受クル金額又ハ退社ニ因リ持分ノ拂戻トシテ受クル金額カ其ノ株式ノ拂込濟金額又ハ出資金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ法人ヨリ受クル利益ノ配當ト看做ス

第一項第一號第二號及第四號ノ所得ニ付テハ被相續人ノ所得ハ之ヲ相續人ノ所得ト看做シ第六號ノ所得ニ付テハ相續シタル資産又ハ營業ハ相續人カ引續キ之ヲ有シタルモノト看做シテ其ノ所得ヲ計算ス

註 第三種の所得に屬する個人の營業の所得は、前掲所得税法第十四條第一項第六號の規定に依り之を算出するものであつて、即ち其の計算法は、營業收益税に於ける個人の營業純益の計算法と殆んど同一の例に依るものである

個人の營業純益の計算に關する一般的規定は、前述の如くであるが、以下少しく之を詳説すると同時に第三種所得に屬する個人の營業所得の計算法との異同をも併せて説述することとする

一 計算期間並計算の通則

個人の營業純益は、前年中の總收入金額より必要の經費を控除したる金額に依る、即ち前年の實蹟に依て之を計算するを原則とする、但し

- (一) 前年一月一日より引續き爲したるに非ざる營業、即ち
- イ、前年中途の開業(營業の繼續を含む)に係るもの
- ロ、本年新に開業(營業繼續を含む)のもの

ハ、本年に於て廢業(營業の讓渡を含む)したるもの、但し其の年分純益金額の決定前の廢業に限る

以上各號の一に該當するものは、其の年の豫算—イ及ロは其の年分、ハは本年始より廢業の時迄の分—に依り其の年分の課税額と爲すべき純益金額を計算するものである

税法所謂「前年一月一日より引續き爲したるに非ざる營業」とは、前年一月一日より其の年に於ける純益金額の決定時期迄引續き爲したるに非ざる營業の意と解すべきものであるから、前年中引續き爲したる營業と雖前年限廢業し本年に於て之を有せざる場合の如きは、即ち其の營業純益を計算課税するの限でな

△ (二) 相續したる營業に付ては、相續人に於て、被相續人の爲したる營業の期間を通じて引續き營業したるものと看做して其の純益を相續人に付計算するもの

である故に

- 一、相續が前年中又は本年に於て開始したる場合と雖、被相續人が前年一月一日より相續開始當時迄引續き營業したるものなるときは、即ち前年の實蹟に依り計算したる當該營業の純益を相續人に付計算する
- 二、被相續人に於て前年一月一日より引續き爲したるに非ざる營業に付ては、被相續人の爲したる營業の期間を通じて相續人に付其の年分の豫算に依る純益を計算する

之を要するに、相續したる營業に付ては、被相續人と相續人を同一人と爲す觀念に於て、前年の實蹟又は其の年の豫算に依り純益金額を計算すべきものである

二 計算の範圍

個人の營業純益は、營業收益税を課すべき營業(税法第二條第三章參照)に付て、前年の實蹟

又は其の年分の豫算に依る總收入金額より必要の經費を控除したる金額に依て之を計算するものである、即ち其の計算方法は、恰も彼の所得税に於ける第三種所得に屬する營業所得の算出と同一軌であるから、同一人の同一營業に付ては、其の營業の純益と所得とは、大體に於て一致すべく又は全く一致する場合も有り得る譯である

個人の營業純益の計算に付ては、左の諸點を明にする必要がある

一、個人の營業純益は、營業收益税を課する營業(税法第二條)に付て之を計算すべきこととは勿論である、故に同一人にして

- (一) 營業收益税を課する營業と然らざる營業を兼營するときは、其の各を區別したる計算に依らなければならぬ
- (二) 右の場合に於て、課税營業と其の他の營業とに共通する収入又は支出あるときは、適宜之を區分計算すべきものである

二、個人の營業純益は、同一人に屬する課税營業に付ては、種類の如何を問はず又其の營業場の所在に拘らず、其の總ての營業を通じて算出したる結果の純益に依るべきものである、但し營業收益税法施行地―内地―以外の地に營業場を設けて爲す營業の純益に付ては課税せざるものであるから、右は區分除外すべきものである

三、個人の營業純益の計算上總収入金額と爲すべき金額は、營業上の諸収入―賣上金―手数料、請負金、運賃、報償其の他の収入金及雜収入―一切を計上すべく、必要の經費は、營業上の諸支出―商品原價、原料品代價、工賃、營業に従事する雇人の給食料、營業に係る場所物件の修繕費、借入料及諸税公課、其の他の營業經費―一切を計算すべきものである、但し家事上の費用又は家事と關聯する經費―店主の住宅費其の他の家事費は之を必要經費としな

(参照)

營業收益税法施行規則第七條 營業收益税法第六條第一項ノ規定ニ依リ總収入金額ヨリ控

除スヘキ經費ハ仕入品ノ原價、原料品ノ代價、場所物件ノ修繕費又ハ借入料、場所物件

又ハ營業ニ係ル公課、雇人ノ給料其ノ他収入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル

四、資本利子税を課せらるべき資本利子は、之を純益に算入すべからざるものである(税法第六條第三項)故に假令其の營業上の収入―例之銀行預金の利子の如き―に屬するものありと雖之を除外すべきものである、而して此の規定ある所以のものは資本利子税を課すべき資本利子を其の營業收入に屬するの故を以て營業純益に算入するときは、資本利子税と營業收益税、其の何れも所謂收益税として課する税の重複賦課と爲るを以て、之を回避せむとする趣旨に外ならない

五、左に掲ぐる個人の營業の純益には營業收益税を課せざるものであるから(税法第五條參)此等營業に屬する収入及支出は、營業純益の計算上課税營業の収入及支出と別個に計算して、即ち其の純益を課税外に置かなければならぬ、而して若

し其の収入又は支出の課税營業と共通するものある場合に於ては、適當に之を區分計算すべきものである

- (一) 政府の發行する印紙切手類の賣捌
- (二) 度量衡の製作修覆又は販賣
- (三) 自己の採掘し又は採取したる鑛物の販賣
- (四) 新聞紙法に依る出版
- (五) 營業收益税法施行地—内地—外に在る營業場に於て爲す營業
- (六) 自己の收獲したる農産物、林産物、畜産物、若は水産物の販賣又は之を原料とする製造、但し特に營業場を設けて爲す販賣又は製造を除く

註 右の不課税營業に付ては第五章を参照のこと

六、勅令を以て指定する重要物産の製造業又は製鐵業獎勵法に依る製鐵業の營業收益に付ては、其の純益を有する者の申請に依り一定の期間營業收益税を免除

することを得るものであるから、之に該當する者の營業純益の計算に付ては、免稅營業に屬する収入支出を區分計算すべきことは、前號六に説述せる不課税營業の例に準ずべきものである

註 右の免稅營業付ては、第五章を参照のこと

七、個人が其の營業用の土地に付納付したる地租額は、營業收益税額より之を控除し、其の差引殘額を以て、現實に徴收する營業收益税と爲すものである(税法第十條第三章第六節參照) 而して此場合に於ては、右の地租額は純益計算上之を必要經費と爲すべからざるものである(税法第十條第四項) 蓋し之れ控除せらるべき地租を必要經費と爲すに於ては、營業收益税額より之を控除する結局の計算と相俟て、其の控除せらるべき地租又は資本利子税に相當する純益金額に對する營業收益税の謂れなき免稅と爲るを制せむとするに由るものである

註 個人の純益金額は稅務署に於ける調査の關係上税法所定の正常的計算方法に依ること困

難にして、其の多くは推定を以てするの已むなきに歸するであらう、詳細は第九章参照のこと

第三款 同族會社に關する特別規定

所得税法に所謂同族會社及其の株主、社員又は之と特殊の關係ある者の純益金額の計算に付ては、所得税法第七十三條の二の規定を準用することを得るものである

(参照)

營業收益税法第二十七條 所得税法第七十三條ノ二ノ規定ハ純益金額ノ計算ニ付テ準用ス
 所得税法に所謂同族會社とは、株主又は社員ノ一人及之と親族、使用人等特殊の關係ある者の株式金額又は出資金額が、其の法人の株式金額又は出資金額ノ二分の一以上に相當する法人を以て其の類例と爲すものである、故に株式會社たると合名會社たると又は合資會社たると敢て之を區別せず又其の事業の種類ノ如何を問はず

會社の資本金—即ち株式金額又は出資金額—の二分の一以上が、株主若は社員ノ一人に屬するか又は株主若は社員ノ一人及之と親族、使用人等特殊の關係ある者の領有に屬するが如き法人は、即ち之に相當すと爲すものである

(参照)

所得税法第二十一條ノ二(第一項略)

本法ニ於テ同族會社ト稱スルハ株主又ハ社員ノ一人及之ト親族、使用人等特殊ノ關係アル者ノ株式金額又ハ出資金額ノ合計カ其ノ法人ノ株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一以上ニ相當スル法人ヲ謂フ

所得税法上の同族會社に相當する法人の行爲又は計算にして、當該會社の營業純益又は株主、社員若は之と親族、使用人等特殊の關係ある者の營業純益に付營業收益税を遁脱せむとする目的に出づと認めらるるものある場合に於ては、會社の行爲又は計算に拘らず、稅務署長は其の認むる所に依て、同族會社又は其の株主、社員

若は之と親族、使用人等特殊の關係ある者の純益金額を計算することが出来るものである(所得税法第七十三條ノ二)
(營業收益税法第二十七條)

右の規定は法人又は個人の純益金額の計算に關する正常法(税法第四條及第六條本章)
第二節第一款及第二款)の例外則たるものであつて、即ち之に因て所謂同族會社に相當する法人又は其の株主若は社員等の納税上の非違を防止し、其の敢て之を爲す者に付ては、當該會社の行爲又は計算に拘らず、稅務署長の見る所を以てして適當なる課稅標準を定むるを得べからしめたものである、果して然らば其の如何なる行爲又は計算を以て之に觸るるものと爲すか、惟ふに此の問題は、各個實在の事件に付て適當なる判斷を下すの外なきも、苟も其の營業收益稅の逋脫を目的とする同族會社の各種の行爲又は計算—例之會社と株主又は社員等との間に於ける通謀的行爲、收入の隱蔽減滅又は不當支出に相當する諸計算—の其の總てに通ずるものと解すべきである。

(參照)

營業收益税法第二十七條 所得税法第七十三條ノ二ノ規定ハ純益金額ノ計算ニ付之ヲ準用ス
 所得税法第七十三條ノ二 同族會社ノ行爲又ハ計算ニシテ其ノ所得又ハ株主社員若ハ之ト親族、使用人等特殊ノ關係アル者ノ所得ニ付所得稅逋脫ノ目的アリト認メラルモノアル場合ニ於テハ其ノ行爲又ハ計算ニ拘ラス政府ハ其ノ認ムル所ニ依リ此等ノ者ノ所得金額ヲ計算スルコトヲ得

第五章 營業收益税を課せず又は免除する營業の純益

第一節 總 說

營業收益税法施行地に營業場を有する營利法人及營業收益税法第二條に掲ぐる營業を爲す個人には、其の營業の純益に付營業收益税を課するものである(税法第十條乃至第三條)故に、此等營業收益税を課すべき法人又は個人の營業純益は、原則として、其の全部が營業收益税の目的たるものであるが、公益上其の他の事由に依り、即ち營業收益税を課せず又は免除することを得と爲すものがある、營業收益税法第七條の規定に依る不課税營業、同第八條及製鐵業獎勵法第二條の規定に依る免稅營業は、即ち之に該當する

(参照)

營業收益税法第七條 左ニ掲クル營業ノ純益ニハ營業收益税ヲ課セス

- 一、政府ノ發行スル印紙切手類ノ賣捌
 - 二、度量衡ノ製作、修覆又ハ販賣
 - 三、自己ノ採掘シ又ハ採取シタル礦物ノ販賣
 - 四、新聞紙法ニ依ル出版
 - 五、本法施行地外ニ在ル營業場ニ於テ爲ス營業
 - 六、法人ノ漁業又ハ演劇興業
 - 七、個人ノ自己ノ收獲シタル農産物、林産物、畜産物若ハ水産物ノ販賣又ハ之ヲ原料トスル製造但シ特ニ營業場ヲ設ケテ爲ス販賣又ハ製造ヲ除ク
- 同 第八條 勅令ヲ以テ指定スル重要物産ノ製造業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ營業ヨリ生スル純益ニ付營業收益税ヲ免除ス
- 製鐵業獎勵法第一條 一ノ場所ニ於テ一年三萬五千噸以上ノ製鐵能力及一年三萬五千噸以上ノ

製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

同 第二條 主務官廳ノ認可ヲ受ケ一定ノ期間内ニ前條ニ規定スル設備ヲ新設シタル製鐵事業者ニハ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ十五年間其ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業ニ付營業稅、營業收益稅及所得稅ヲ免除ス

前項ノ製鐵事業者其ノ設備完成前其ノ設備ノ一部ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付營業稅、營業收益稅及所得稅ヲ免除ス但シ前項ノ規定ニ依ル期間内ニ設備ヲ完成セサルトキハ此限ニ在ラス

第二節 不課稅營業

茲に不課稅營業と稱するは、一般的には營業收益稅を課すべき種類の營業(税法第一條及第二條)に屬するも、法令の特別規定に依り即ち之を不課稅の域に置くものを云ひ、普

通に謂ふ不課稅營業、即ち營業收益稅を課すべき種類の營業(税法第一條及第二條)に屬せざるものとは、全く其の觀念を異にするものである

註 普通の不課稅營業に付ては、第五章を見よ

所謂不課稅營業に付ては、法令の特別規定に依り其の營業の純益には營業收益稅を課せざるものである、故に之に該當する營業を有する法人又は個人は、當該營業の純益に付ては、毎に當然的に課稅を免ぜらる、其の不課稅の當然なることに於て、即ち申請を要件とし且有期なる彼の免稅營業に對する課稅の免除と其の趣を異にする

所謂不課稅營業は、營業收益稅法第七條に掲ぐる左の各種營業を以て其の屬種とする

一 政府の發行する印紙切手類の賣捌

政府の發行する印紙切手類の賣捌營業は、公衆の便利を圖る目的に於て、政府

が特に其の賣捌を指定して之を行はしむる一種特別なる營業に屬し而かも其の營業收益は、法令の制限に依る極めて僅少なる歩合の手數料の範圍を出でざるものなるを以て、此等の點に鑑み即ち其の營業純益には、營業收益税を課せずと爲すものである

二 度量衡の製作、修覆又は販賣

度量衡の製作販賣に付ては、一定の檢定料を監督官廳に納入するを要し、即ち手數料の形式に於て、當該營業に對する公課既に存すと見るべきものであるから、即ち其の營業收益には、營業收益税を課せずと爲すものである

三 自己の採掘し又は採取したる礦物の販賣

自己の採掘し又は採取したる礦物の販賣に付ては、假令其の一定の營業場を設けて製造又は販賣に相當する營業を爲す場合に於ても、其の營業の純益には營業收益税を課せない、之れ礦物の採掘又は採取に對しては、鑛業税又は砂鑛區税の

賦課があるからである、而して茲に鑛物と謂ふは、鑛業法第二條の規定に掲ぐるもの及砂金を以て其の屬種と爲すと解するを相當とする

(参照)

鑛業法(抄)

第一條 本法ニ於テ鑛業ト稱スルハ鑛物ノ試堀、採堀及之ニ附屬スル事業ヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ鑛物ト稱スルハ金鑛、銀鑛、銅鑛、鉛鑛、蒼鉛鑛、錫鑛、安質母尼鑛、

水銀鑛、亞鉛鑛、硫化鐵鑛、格魯謨鐵鑛、滿俺鑛、重石鑛、水鉛鑛、砒鑛、燐鑛、黑鉛、

石炭、亞炭、石油、土瀝青及硫黃ヲ謂フ但シ砂鑛ハ此ノ限ニ在ラス

含有層ト密接ノ關係アル可燃質天然瓦斯ハ之ヲ石油ト看做ス但シ工業用其ノ他ノ營業ヲ目的トセスシテ單ニ一家ノ自用ニ供スルモノニハ本法ヲ適用セス

第八十一條 鑛業權者ニハ鑛業税ヲ課ス

金鑛、銀鑛、鉛鑛及鐵鑛ニ付テハ鑛産税ヲ課セス

(第三項略)

第八十二條 鑛業權者ニハ其ノ鑛業ニ付營業稅ヲ課セス

第八十三條 鑛區稅ハ鑛區一千坪毎ニ毎年試堀鑛ニ付テハ三十錢、採堀鑛ニ付テハ六十錢トス但シ一千坪未滿ハ之ヲ一千坪ト看做ス

砂鑛區稅法(抄)

第一條 砂金採取ヲ目的トスル砂鑛權者ニハ左ノ割合ニ依リ毎年砂鑛稅ヲ課ス

河床

砂鑛區一町毎ニ

金三十錢

河床ニ非サルモノ

砂鑛區一千坪毎ニ

金三十錢

四 新聞紙法に依る出版

新聞紙法に依る出版に對しては、其の營業の純益に付營業收益稅を課せない、之れ新聞紙法に依る出版は、之を其の全く營利の目的に於て爲すものと見るべからすと謂ふ理由と、一は舊營業稅法に於ける不課稅の沿革を承繼せるに依るもの

と解することが出来る

(參照)

新聞紙法第一條 本法ニ於テ新聞紙ト稱スルハ一定ノ題號ヲ用ヒ時期ヲ定メ又ハ六箇月以内ノ期間ニ於テ時期ヲ定メスシテ發行スル著作物及定期以外ニ本著作物ト同一題號ヲ用キテ豫時發行スル著作物ヲ謂フ

舊營業稅法第七條(第一項略)

出版業ニシテ新聞紙法ニ依ルモノニハ營業稅ヲ課セス

五

營業收益稅法施行地外に在る營業場に於て爲す營業

營業收益稅法施行地即ち内地以外の地に在る營業場に於て爲す營業の純益には營業收益稅を課せない、故に外國又は朝鮮、臺灣、關東州及樺太に於ける當該營業場に屬する營業の純益は課稅外に置かる、而して假令其の稅法施行地外に於ける營業と雖營業場を設けずして之を爲す場合は、即ち其の營業純益は、課稅の

目的と爲るものである

税法施行地外に在る營業場に於て爲す營業の純益を課税外と爲したるは、外國又は殖民地に於て、當該營業に對する同種又は其の結果を等しふする或種の課税關係を考慮せるに由るものと解せらる

六 法人の漁業又は演劇興業

漁業又は演劇興業に付ては、地方税に屬する漁業税（水産税）又は興業税の賦課あるを普通とする、因て即ち當該營業の純益には營業收益税を課せざるものと定めたるものと解せらる、而して其の不課税の範圍を法人にのみ限りたるは、法人に付ては營業の種類如何を問はず、總て營業收益税を課すべきものであるから、特に此の規定を必要としたものであるが、個人に付ては、營業收益税を課すべき營業は、税法第二條に之を列舉し而して漁業又は演劇興業は、税法示定の課税營業に屬せざるを以て、敢て其の不課税を規定するの要なきが故である

註 法人の漁業に付營業收益税を課せすと爲すは、漁業に屬する範圍の其の營業純益に付てのみ適用あるものと解すべきであるから、別に營業場を特設して爲す漁獲物の販賣又は之を原料とする製造に付ては、其の營業純益に付營業收益税を課すべきものと信ずる

七 自己の收獲したる農産物、林産物若は水産物の販賣又は之を原料とする製造、

但し特に營業場を設けて爲す販賣又は製造を除く

個人が自ら收獲したる農産物、林産物若は水産物の販賣又は之を原料とする製造は、普通に、農業、林業又は漁業の範圍に屬するものであるから、營業收益税を課せざるものと爲したのである、然しながら、其の特に營業場を設けて爲す販賣又は製造は、即ち所謂原始産業の領域を脱して別個の企業たるものであるから、此の場合に於ては、當該營業の純益に付課税すと爲すものである、而して本號の規定は個人に付てのみ之を定め、其の法人に關する所なきは、凡そ法人に付ては、其の營業又は事業の種類に拘らず、營業收益税を課すべきものであるから、所謂

原始産業に屬する事業も亦當然に課税營業に屬せしむべく、敢て之を不課税の域に置くべき理由なきが故である、但し漁業は之を課税外の營業と爲すものであることは、前號に説述の如くである

第三節 免 税 營 業

茲に免税營業と稱するは、營業收益税法又は他の法律の規定に依り、當該營業の純益に付營業收益税の賦課を免除すと爲す營業の謂である、而して其の所謂不課税營業(税法第七條 本章第二節)と異なる所は

一、不課税營業は如何なる場合に於ても、營業收益税を課すべからざる營業に屬す、然るに免税營業は、元來營業收益税を課すべき營業に屬するも、法令の規定する一定の條件に適合する場合に限り免税することを得るものである、故に所謂不課税營業は、絶對的に不課税の域に置かるるものであるが、免税營業は、納税義務

者の申請ありたる場合に限り免税する即ち其の相對的のものである(税法第八條規 則第十二條)

二、不課税營業は毎に課税外に在るものであるが、免税營業に對する免税は、一定の期間を限り行はるるものである

三、不課税營業は、税法上當然に不課税たるものであるから、納税義務者は爲に何等の手續をも爲すことを要しないが、免税營業は、納税義務者の免税申請ありたる場合に限り免税の處分を爲すものである、故に申請なき場合に於ては、所謂免税營業に屬するものと雖仍且課税せらるる

註 申請手續に付ては第八章を見よ

所謂免税營業に屬するものは、現行の法制上左の二種に分たるる

- 一、營業收益税法第八條の規定に依り勅令を以て定むる重要物産の製造業
- 二、製鐵業獎勵法の規定に依る製鐵業

即ち右各業の營業純益に付ては、各當該法令の定むる所に依り營業收益税を免除

するものであつて、免税の範圍は、恰も彼の所得税に於けると同様である(所得税法第十九條)

(参照)

營業收益税法第八條 勅令ヲ以テ指定スル重要物産ノ製造業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ營業ヨリ生スル純益ニ付營業收益税ヲ免除ス

同 施行規則第十條 在ニ掲クル物産ノ製造業ヲ營ム者ニハ營業收益税法第八條ノ規定ニ依

リ營業收益税ヲ免除ス

一、金、銀、鉛、亞鉛、鐵又ハアルミニウムノ地金

二、銀ノ條、竿、テーパー形アングル形類、軌條、板、線及管(鑄製管ヲ除ク)

三、銅ノ合金ノ條、竿、板及管

四、汽罐、原動機(機關車ヲ含ム)及動力ヲ以テ運轉スル鐵製ノ機械

五、燐、曹達灰、固苛性曹達、硫酸アンモニウム、石炭酸、クロール酸、加里及グリセリン

六、製紙用パルプ

七、板硝子

八、コンデンスドミルク

九、絹、亞麻又ハ毛ノ織物

前項第九號ノ物産ノ製造業ニ付テハ動力ヲ以テ運轉スル機械ヲ使用シ幅鯨尺一尺八寸以上及長鯨戸三十尺以上ノ織物ノミヲ製造スル者ニ限ル

第十一條 前條ノ製造業ヲ繼續シ又ハ其ノ繼續ト認ムヘキ事實アル者ハ其ノ製造業ニ付營業收益税ノ免除期間ノ殘存スルトキニ限り其ノ免除期間ヲ繼續ス

所得税法第十九條 勅令ヲ以テ指定シタル重要物産ノ製造業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ業務ヨリ生スル所得ニ付所得税ヲ免除ス

同 施行規則第十三條 左ニ掲クル物産ノ製造業ヲ營ム者ニハ所得税法第十九條ノ規定ニ依リ所得税ヲ免除ス

一、金、銀、鉛、亞鉛、鐵又ハアルミニウムノ地金

二、鐵ノ條、竿、テーパー形アングル形類、軌條、板、線及管(鑄製管ヲ除ク)

- 三、銅ノ合金ノ條、竿、板及管
 - 四、汽罐、原動機（機關車ヲ含ム）及動力ヲ以テ運轉スル鐵製ノ機械
 - 五、燐、曹達灰、苛性曹達、硫酸アムモニウム、石炭酸、クロール酸加里及グリセリン
 - 六、製紙用パルプ
 - 七、板硝子
 - 八、コンデンスドミルク
 - 九、絹、亞麻又ハ毛ノ織物
- 前項第九號ノ物産ノ製造業ニ付テハ動力ヲ以テ運轉スル機械ヲ使用シ幅鯨尺一尺八寸以上長鯨尺三十尺以上ノ織物ノミヲ製造スル者ニ限ル
- 製鐵業奨励法第一條 一ノ場所ニ於テ一年三萬五千瓩以上ノ製鉄能力及一年三萬五千瓩以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

同 第二條 主務官廳ノ認可ヲ受ケ一定ノ期間内ニ前條ニ規定スル設備ヲ新設シタル製鐵事

業者ニハ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ十五年間其ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業ニ付營業稅、營業收益稅及所得稅ヲ免除ス

前項ノ製鐵事業者其ノ設備完成前其ノ設備ノ一部ヲ以製鐵事業ヲ營ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付營業稅、營業收益稅及所得稅ヲ免除ス但シ前項ノ規定ニ依ル期間内ニ設備ヲ完成セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

同 第三條 第一條ノ規定ニ該當セサル設備ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム者主務官廳ノ認可ヲ受ケ一定ノ期間内ニ第一條ノ規定ニ該當スルニ至ルヘキ設備ヲ増設シタルトキハ其ノ増設シタル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ニ付前條ノ規定ヲ準用ス

第一條ニ規定スル設備ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム者作業上必要ナル場合ニ於テ主務官廳ノ認可ヲ受ケ一定ノ期間内ニ其ノ場所ニ於テ製鐵又ハ製鋼ノ設備ヲ増設シタルトキ亦前項ニ同シ

同 第四條 主務官廳ノ認可ヲ受ケ一定ノ期間内ニ一ノ場所ニ於テ一年二千二百五十瓩以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ新設シタル鍛鋼所又ハ鑄鋼所製造事業者ニ付テハ第二條ノ規定ヲ準用ス

主務官廳ノ認可ヲ受ケ一定ノ期間内ニ一ノ場所ニ於テ一年二千五百匁以上ノ製鉄能力又ハ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ新設シタル低燐鉄製造事業者、坩堝製鋼事業者及電気製鐵事業者ニ付亦前項ニ同シ

同 第五條 第一條乃至前條ニ規定スル製鐵事業ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

同 第六條 製鐵ノ事業ヲ繼續スル者又ハ其ノ事業ヲ繼續スルモノト認ムベキ事實アル者ハ前事業者カ本法ニ依ル營業稅、營業收益稅及所得稅免除期間内ニ在ルトキハ其ノ期間ヲ繼續承ス

同 第七條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準スヘキモノハ本法ニ依リ營業稅、營業收益稅及所得稅ヲ免除セラレタル製鐵事業者ニ對シ其ノ免除セラレタル部分ニ相當スル資本金額、從業者、營業用ノ工作物若ハ物件、使用人又ハ收入ヲ標準トシテ課稅スルコトヲ得ス但シ市町村其ノ他之ニ準スヘキモノニシテ特別ノ事情ニ基キ主務官廳ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本法施行ノ期間ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十五年四月勅令第五十七號ヲ以テ同月四月十日ヨリ施行ノ旨ヲ定ム)

本法施行ノ際現ニ土地收用法ノ適用ヲ受ケ又ハ輸入稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ヘキ製鐵事業ニシテ第一條ノ規定ニ該當セサルモノニ付テハ本法施行後五年間仍從前ノ例ニ依ル本法施行ノ際現ニ營業稅及所得稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ヘキ製鐵事業ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル但シ從前ノ規定ニ於テ開業ノ年又ハ能力増加ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間トアルハ之ヲ開業ノ年又ハ能力増加ノ年及其ノ翌年ヨリ十五年間トシ營業稅トアルハ營業收益稅トス

製鐵業獎勵法施行令第一條 製鐵業獎勵法第一條乃至第四條ニ規定スル製鐵事業ハ鉄鐵、鋼鐵、壓延鋼材(軌條及繼目板ヲ含ム)鍛鋼製品若ハ鑄鋼製品ノ素材又ハ商工大臣ノ指定シタル副生物ノ製造ニ關スル事業トス

製鐵業獎勵法第一條乃至第三條ニ規定スル製鐵事業ハ製鉄ニ在リテハ一ノ爐ニ付一日ノ製鉄量百匁以上ノ能力ヲ有スル設備ヲ有スルモノ、製鋼ニ在リテハ一ノ爐ニ付一回ノ製鋼量平爐ニ在リテハ二十五匁以上、轉爐ニ在リテハ五匁以上ノ能力ヲ有スル設備ヲ有スルモノ

トス

製鐵業獎勵法第四條第二項ノ低燐銑鐵製造事業ハ燐ノ標準含有量萬分ノ三以下ノ燐ノ製造事業トス

同 第二條 製鐵業獎勵法第二條乃至第四條及第八條第二號ノ期間ハ製鐵能力一年三萬五千
噸未滿ノ場合ニ在リテハ二年以内、十萬噸未滿ノ場合ニ在リテハ三年以内、二十萬噸未滿
ノ場合ニ在リテハ五年以内、二十萬噸以上ノ場合ニ在リテハ七年以内ニ於テ商工大臣之ヲ
定ム

前項ノ期間ハ商工大臣災害其ノ他己ムヲ得サル事由アリト認ムルトキハ三年ヲ限り之ヲ延
長スルコトヲ得

同 第三條 所得稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ所得稅法第二十四條又ハ第二十五條ノ規定ニ
依リ所得ヲ申告スルトキ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ
前項ノ場合ニ於テ免除ヲ受クヘキ事業ヨリ生スル所得ト其ノ他ノ所得トノ存スルトキハ之
ヲ區別シタル計算書ヲ添附スヘシ

同 第十四條 商工大臣必要ト認ムルトキハ營業稅、營業收益稅及所得稅ノ免稅ヲ受ケムト
スルモノニ對シ製鐵事業ニ關スル書類又ハ製鐵原料若ハ製品ノ試料ノ提出ヲ爲シ又ハ當該
官吏ヲシテ製鐵事業ニ關スル設備、帳簿其ノ他ノ物件ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得輸入稅
ノ免除ヲ受ケ又ハ受ケムトスル者ニ對シ亦同シ

商工大臣必要ト認ムルトキハ獎勵金ノ交付ヲ受ケ又ハ受ケムトスル者ニ對シ前項ノ書類又
ハ試料ノ提出ヲ爲シ、當該官吏ヲシテ前項ノ檢査ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令又ハ處分
ヲ爲スコトヲ得

同 第十五條 收稅官吏又ハ稅關官吏必要ト認ムルトキハ前條條一項ノ檢査ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ大正十五年四月十日ヨリ之ヲ施行ス

製鐵業獎勵法附則第二項ニ規定スル製鐵事業ニ付テハ土地ノ收用使用又ハ輸入稅ノ免除ニ
關シ仍舊製鐵業獎勵法施行令ニ依ル

製鐵業獎勵法附則第三項ニ規定スル製鐵事業ニ付テハ第一條第一項第三項及第二條ノ規定

ヲ準用ス

本令施行前大正十年七月二十日以後ノ製造ニ係ル第七條ノ鋼材ニシテ條八條第一項ノ使用又ハ引渡カ本令施行前ナルモノニ付テハ仍従前ノ例ニ依リ本令施行後ナルモノニ付テハ本令ノ規定ニ準シ獎勵金ヲ交付ス

第六章 税率及税額の計算

第一節 税率

營業收益税の税率は、左の如くである

法人 百分の三・六

個人 百分の二・八

(参照)

營業收益税法第十條 營業收益税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

法人 百分ノ三・六

個人 百分ノ二・八

(第二項以下略)

第六章 税率及び税額の計算

右規定の示すが如く、營業收益税の税率は、單一なる比例税率であるから、課税の目的たる營業の純益金額に之を乗して算出したる金額を以て即ち税額と爲すものである、而して法人に付個人より重き税率を定めたるは、個人の營業純益は勤勞に依る收益を含むことを考慮すべきも法人に付ては其の必要少なく、從て比較的重き税率に依り課税するを相當とすと謂ふを主たる理由と爲すものと解せらる

第二節 地租額又は資本利子税額の控除

營業收益税は、純益金額に對し、法人は百分の三・六、個人は百分の二・八の税率を乗して算出したるものを以て、其の税額と爲すものであるが

- 一、法人が各事業年度に於て納付したる地租額又は資本利子税額は、命令—營業收益税法施行規則—の定むる所に依り當該事業年度の營業收益税額より之を控除する(税法第十條第三項)

- 二、個人が其の營業用の土地に付納付したる地租額は、命令—營業收益税法施行規則—の定むる所に依り其の營業收益税額より之を控除する(税法第十條第三項)
- 三、營業收益税に付地租額又は資本利子税額の控除を受けむとする法人又は個人は施行規則第四條又は第九條の規定に依る申請を要する、若し其の申請を怠るに於ては、遂に控除なきに終るべきものである

註 申請手續に付ては、本節後記の説明を見よ

(参照)

營業收益税法第十條 營業收益税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

法人	百分ノ三・六
個人	百分ノ二・八

法人カ各事業年度ニ於テ納付シタル地租額又ハ資本利子税額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該事業年度ノ營業收益税額ヨリ之ヲ控除ス

個人カ其ノ營業用ノ土地ニ付納付シタル地租額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ營業收益税額ヨリ之ヲ控除ス

前二項ノ場合ニ於テ控除スベキ地租又ハ資本利子税ハ純益計算上之ヲ損金又ハ必要經費ニ算入セス

此の規定ある結果として、法人又は個人が現實に賦課せらるべき營業收益税は純益金額に税率を乗して算出したる正常税額より控除せらるべき地租額(附加税を含まず)又は資本利子税額を差引きたる其の殘額に相當するものでなければならぬ、而して若し其の控除せらるべき地租額又は資本利子税額が、營業收益税額以上なるときは、即ち現實に賦課せらるべき營業收益税なきこととなる

惟ふに此規定ある所以のものは、營業收益税と地租又は資本利子税は、所謂收益税に屬する同一種の税にして、營業又は土地若は資本利子の收益を課税の目的とする、故に觀念上營業收益中に包含せらると見るべき土地—營業用の土地—又は資本

利子に付各其の單獨なる見地に於ける地租又は資本利子税の賦課と、包括的見地に於ける營業收益税の賦課とは、即ち同一目的物に對する重複課税と爲る譯である、茲を以て既に收益税の課税の目的と爲りたる土地又は資本利子に對する收益税額即ち地租額又は資本利子税額を營業收益税の賦課に際して減免し、依て以て重複課税の不都合を回避せむとするに外ならない

營業收益税より控除せらるべき地租額又は資本利子税額は、左の例に依り之を計算すべきものである

一 法人に付て

一、營業收益税額より控除すべき地租額又は資本利子税額は、營業收益税を課すべき營業の用に供する土地又は資本の利子に付納付したるものに限る、故に彼の所謂不課税營業又は免稅營業(第五章參照)に屬する土地又は資本の利子に付納付したる地租又は資本利子税は之を控除するの限でない(規則第二條)

二、營業收益税を課すべき營業に屬する土地にして其の貸付たるものの地租の控除に付ては、控除すべき額は其の土地に付生じたる純益の總額に百分の三・六を乘したる金額を超ゆることを得ない(規則第二條)

三、營業收益税を課すべき營業と其の他の營業、即ち不課税營業又は免税營業とに共通して使用する土地又は資本の利子に付ては、其の地租總額又は資本利子税總額を、營業收益税を課すべき營業に屬する収入金額と其の他の營業に屬する収入金額とに案分して控除額を計算する、但し収入金額の割合に依るを不適當とするときは、資産價額又は純益の割合其の他適當なる方法に依り之を計算することが出来る(規則第二條)

(参照)

營業收益税法施行規則第二條 營業收益税法第十條第二項ノ規定ニ依リ營業收益税額ヨリ控除スヘキ地租額又ハ資本利子税額ハ營業收益税ヲ課スヘキ營業ノ用ニ供スル土地又ハ資本ノ利子ニ付納付シタルモノニ限ル但シ貸付ケタル土地ニ對スル地租ノ控除ハ其ノ土地ニ

生シタル純益ノ總額ニ百分ノ三・六ヲ乘シタル金額ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テ營業收益税ヲ課スヘキ營業ト其ノ他ノ營業ニ共通シテ使用スル土地又ハ資本ノ利子アルトキハ其ノ地租總額又ハ資本利子税總額ヲ營業收益税ヲ課スヘキ營業ニ屬スル収入金額ト其ノ他ノ營業ニ屬スル収入金額トニ案分シテ控除額ヲ計算ス但シ収入金額ノ割合ニ依ルテ不適當トスルトキハ資産價額又ハ純益ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算スルコトヲ得

四、法人に於て納付する資本利子税は、資本利子税法第二條に規定する甲種の資本利子に對するものに限ることは、敢て絮説を要しない所である、而して其の營業收益税より控除すべきものと爲す税額の計算は

1 公債、社債又は産業債券の利子に對する資本利子税は、當該事業年度に於て、其の公債社債又は産業債券を所有したる期間の利子に對するものに限るものとし、右に相當する資本利子税額は、當該事業年度中に納付したる公債

又は社債の利子に對する資本利子税額を、其の公債又は社債を所有したる期間の利子額所有せざりし期間の利子額との割合に依て案分して之を計算すべきものである(規則第三條)

(計算例)

一、當事業年度に於て納付したる公債又は社債の一年分利子一、〇〇〇圓に對する資本利子税額 二四〇圓

二、右の公債又は社債を所有したる期間—當事業年度中の三ヶ月間—の利子額

三、〇〇〇圓

三、右の公債又は社債を所有せざりし期間—九ヶ月—の利子額

九、〇〇〇圓

右の場合に於ては、當事業年度の營業收益税額より控除せらるべき公債又は社債の利子に對する資本利子税額は、 $240 \times \frac{3,000}{12,000} = 60$ 即ち六十圓である

2 銀行預金の利子又は貸付信託の利益に對する資本利子税は當該事業年度中に納付したる税額の全部を控除額と爲すべきものである

(参照)

營業收益税法施行規則第三條 營業收益税法第十條第二項ノ規定ニ依リ營業收益税額ヨリ控

除スヘキ資本利子税額中公債、社債又ハ産業債券ニ對スルモノハ其ノ公債社債又ハ産業債

券ヲ所有シタル期間ノ利子ニ對スルモノニ限ル

前項ノ公債、社債又ハ産業債券ヲ所有シタル期間ノ利子ニ對スル資本利子税額ハ其ノ納付

シタル資本利子税額ヲ其公債、社債又ハ産業債券ヲ所有シタル期間ノ利子額ト所有セザリ

シ期間ノ利子額トニ案分シテ之ヲ計算ス

資本利子税法第二條 資本利子税ハ本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル左ノ資本利子ニ付之ヲ賦

課ス

甲種 公債、社債、産業債券若ハ銀行預金ノ利子又ハ貸付信託ノ利益

乙種 第三種ノ所有ニ付納税義務ヲ有スル者ノ第三種ノ所得中營業ニ非サル貸金又ハ預金

ノ利子

本法ニ於テ貸付信託ト稱スルハ所得税法第三條ノ三ニ規定スル貸付信託ヲ謂フ

二 個人に付て

個人は法人と異り、營業收益税額より控除すべきものは、其の營業用の土地に付納付したる地租額(附加税を含まず)に之を限るものである(税法第十條第三項)而して法人に付ては各事業年度に於て納付したる地租額に營業用の土地に對するものと否とに拘らず一及資本利子税額を控除するに反し、個人に付ては、單に營業用の土地に對する地租に之を限るは

一、法人の營業純益は其の基因の何たるを問はず、各事業年度の總益金より總損金を控除したる金額即ち各事業年度の利益に相當するものを以て之を計算するものなるに反し、個人の營業純益は課税營業に付てのみ之を計算するものである(税法第四條及第六條)即ち法人に對する營業收益税の賦課は包括的なる法人の純益に付て之を爲すものである、從て其の控除せらるべき地租額亦課税物件の如何を問はず包括的に之を定むべきものなるに反し、個人に對する營業收益税の賦課は、

分割的なる課税營業に付て之を爲すものである、從て其の控除せらるべき地租額亦課税の目的たる當該營業の用に供する土地に係るものに限ると爲す所以である

二、法人の營業純益には資本利子税を課する資本利子をも當然に包含すべきものである、從て法人の各事業年度に於て納付したる資本利子税額は、之を當該事業年度の營業收益税額より控除すべきものと爲すも、個人の營業純益には資本利子税を課せらるべき資本利子は算入せらることなきものである(税法第六條第三項)從て個人に付ては、其の營業收益税額より資本利子税額を控除すべき必要を存せざるものである

個人が其の營業—課税營業—用の土地に付納付したる地租額、即ち其の營業收益税額より控除せらるべき金額は、左の例に依り之を計算すべきものである

一、控除すべき地租額は、其の營業用の土地にして家事に關聯させるものに付納

付したるものに限る、故に住家兼用の店舗敷地に相當する土地に對するもの、如きは、控除せられない、但し住家と店舗其の各の供用部分の區分可能なるときは、其の店舗用地に對する分は控除せらるべきものである(規則第八條)

二、控除すべき地租額は、前年中に納付したる金額に依り之を計算する、但し豫算に依り純益金を算定する場合に於ては、其の年の豫算に依る(規則第八條)

三、營業收益税を課すべき營業と其の他の營業とに共通して使用する土地の地租に付ては、法人に於ける場合の例(規則第二條、本節一の三を見よ)と同じ方法に依り、其の課税營業用の土地に對する地租額を計算し、即ち控除額と爲すものである(規則第八條)

(參照)

營業收益税法施行規則第八條 營業收益税法第十條第三項ノ規定ニ依リ營業收益税額ヨリ控除スヘキ地租額ハ其ノ營業用ノ土地ニシテ家事ニ關聯セサルモノニ付キ納付シタルモノニ限ル

前項ノ地租額ハ前年中ニ納付シタル金額ニ依リ之ヲ計算ス但シ營業收益税法條六條第一項但書ノ場合ニ於テハ其ノ年ノ豫算ニ依ル

第二條第二項ノ規定ハ營業收益税ヲ課スヘキ營業ト其ノ他ノ營業トニ共通シテ使用スル土地ニ對スル地租額ノ控除ニ付キ之ヲ準用ス

營業收益税より控除すべき地租額又は資本利子税額に付ては、尙左の各項を解説する必要がある

一、法人又は個人に付て、其の營業收益税額より控除すべき地租又は資本利子税は、純益の計算上之を損金—法人に付て—又は必要の經費—個人に付て—に算入せざるものである(税法第四十條第四項)

右の規定は、斯くすることに依て、控除すべき地租額又は資本利子税額に相當する金額に對する營業收益税の不當免除を回避するに在るものであることは既に述べるが如くである(第六章參照)

二、營業收益税額より地租額又は資本利子税額を控除することは、當該納税義務者の申請に依て行はるるものである、故に其の申請なき場合は即ち控除なきに終る(規則第四條)

註 納税義務者に於て控除に關する申請を爲さず、從て地租額又は資本利子税額の控除を爲さざる場合に於ては、其の地租額又は資本利子税額は、税法第十條四項の規定に拘らず、純益計算上之を損金又は必要經費に算入すべきものと解するを正當と信ずる

營業收益税額より地租額又は資本利子税額の控除を受けむとする場合は、法人に在りては各事業年度分、個人に在りては其の年分の純益金額の申告(税法第十一條及第十二條、第八章參照)に、左の事項を記載したる明細書を添へて所轄稅務署に之を申請すべきものである(規則第四條及第九條)

一、法人營業者

(一) 土地の地目別又は資本利子の種類別に、其の地價又は利子、納付したる税

額及控除を受くべき税額の明細

二、個人營業者

(一) 土地の番號、地目、地價及地租額の明細

稅務署長は、法人營業者の申請に係る地租額又は資本利子額の控除に付ては、必要ありと認むるときは、申請者に對し其の計算を證明すべき書類又は帳簿の呈示又は提出を命ずることが出来る(規則第五條)

(參照)

營業收益税法施行規則(抄)

第四條 營業收益税法第十條第二項ノ規定ニ依リ營業收益税額ヨリ地租額又ハ資本利子税額ノ控除ヲ受ケムトスル者ハ營業收益税法第十一條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ

前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ土地ノ地目別又ハ資本利子ノ種類別ニ其ノ地價又ハ利子、

納付シタル税額及控除ヲ受クヘキ税額ニ關スル明細書ヲ提出スヘシ

第五條 税務署長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前條ノ申請ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ計算ヲ證明スヘキ書類又ハ帳簿ノ呈示又ハ提出ヲ命スルコトヲ得

第九條 營業收益税法第十條第三項ノ規定ニ依リ營業收益税額ヨリ地租額ノ控除ヲ受ケムトスル者ハ營業收益税法第十二條ノ申告ト同時其ノ旨所轄税務署ニ申請スヘシ但シ其ノ年三月十六日以後ニ於テ納税義務アルニ至リタルトキハ純益金額ノ決定前其ノ純益ノ申告ト同時ニ之ヲ申請スベシ

前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ土地ノ番號、地目、地價及地租額ニ關スル明細書ヲ提出スヘシ

三、營業收益税に對する地方税附加税の賦課に付ては、其の基準たるべき營業收益税額は、地租額又は資本利子税額を控除せざる計算に於けるもの、即ち現實の賦課額に拘らず課税の目的たる純益金額に税率を乗じて算出したる税額に依るものである(地方税制限關スル法律第二二條詳細ハ第七章參照ノコト)

第七章 營業收益税附加税

第一節 附加税の意義

府縣又は市町村に於て賦課する租税即ち地方税は、之を分ちて（一）獨立税（二）附加税の二種と爲すことが出来る、而して其の獨立税と稱するは、府縣又は市町村に於て適宜の課税物件を撰擇し、之を目的として府縣又は市町村限り獨立的に賦課徴收を爲すものを謂ひ、現行地方税制に於ては、府縣税としては特別地稅、家屋稅、營業稅及雜種稅、市町村税としては、戶數割及特別稅として課する各種の市町村税は、何れも皆之に該當するものである、而して又其の附加税と稱するは、府縣又は市町村に於て、國稅又は府縣稅を基準として一定の課率に依り其の本稅即ち基準たる國稅又は府縣稅に附加して之を賦課する府縣稅又は市町村稅を謂ふものであつて、府

縣及市町村に於て國稅所得稅、地租及營業收益稅等に附加して賦課するものを國稅附加稅とし、市町村に於て、府縣稅特別地稅、家屋稅、營業稅及雜種稅に附加して賦課するものを府縣稅附加稅とする

附加稅の賦課徵收は、府縣制、市制及町村制に定むる地方稅の根據法及其他の特別法令の規定に基き、府縣及市町村に於て各其の適宜なるに依るを得と爲すを原則とする、但し所得稅、地租及營業收益稅の附加稅に付ては、地方稅制限法を以て其の課率を制限し又別に都市計畫法及罹災救助基金法に依る其の特別課稅が認められてある

(參照)

府縣制第三百三條 府縣稅及其ノ賦課徵收方法ニ關シテハ法律ニ規定アルモノヲ除ク外勅令ノ

定ムル所ニ依ル

府縣ハ勅令ノ附ムル所ニ依リ其ノ費用ヲ市町村ニ分賦スルコトヲ得

市制第四十七條 市稅トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ

一、國稅、府縣稅ノ附加稅

二、特別稅

直接國稅又ハ直接府縣稅ノ附加稅ハ均一ノ稅率ヲ以テ之ヲ徵收スヘシ但シ第六十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

國稅ノ附加稅クル府縣稅ニ對シテハ附加稅ヲ附加スルコトヲ得ス

特別稅ハ別ニ稅目ヲ起シテ課課スルノ必要アルトキ賦課徵收スルモノトス

同 第二百二十三條 市稅及其ノ賦課徵收ニ關シテハ本法其ノ他ノ法律ニ規定アルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

町村制第九十七條 町村稅トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ

一 國稅、府縣稅ノ附加稅

二 特別稅

直接國稅又ハ直接府縣稅ノ附加稅ハ均一ノ稅率ヲ以テ之ヲ徵收スヘシ但シ第四十七條ノ

規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

國稅ノ附加稅タル府縣稅ニ對シテハ附加稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

特別稅ハ別ニ稅目ヲ起シテ課稅スルノ必要アルトキ賦課徵收スルモノトス

同 第百三條 町村稅及其ノ賦課徵收ニ關シテハ本法其ノ他ノ法律ニ規定アルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第二節 課稅方法

一 納稅義務者

府縣稅又は市町村稅は、法人と個人とを區別せず、左の各號の一に該當する者に於て納稅の義務を有するものである、即ち營業收益稅附加稅の納稅義務も亦此の一般則に依據するものである

1. 府縣若は市町村内に住所を有する者又は住所を有せざるも、府縣若は市町村

内に滞在すること三箇月以上に及ぶ者(府縣制百四條及第百五條、市制第八條及第百十八條、町村制第六條及第九十八條)

2. 府縣若は市町村内に住所を有せず又は三箇月以上滞在することなしと雖、府縣市町村内に於て土地家屋物件を所有し、使用し、占有し又は營業所を定めて營業を爲し又は府縣市町村内に於て特定を行爲を爲す者(府縣制百六條、市制第一百九條、町村制第九十九條)

(參照) 府縣制百四條 府縣内に住所ヲ有スル者ハ府縣稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

同 第百五條 三箇月以上府縣内に滞在スル者ハ其ノ滞在ノ初ニ遡リ府縣稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

同 第百六條 府縣内に住所ヲ有セス又ハ三箇月以上滞在スルコトナシト雖府縣内に於テ土地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ占有シ又ハ營業所ヲ定メテ營業ヲ爲シ又ハ府縣内に於テ特定ノ行爲ヲ爲ス者ハ其ノ土地家屋物件營業若ハ其ノ收入ニ對シ又ハ行爲ニ對シテ賦課スル府縣稅ヲ納ムル義務ヲ負フ(大正十一年法律第五十五號ヲ以テ改正)

市制第八條 市内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ市住民トス

市住民ハ本法ニ從ヒ市ノ財産及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ市ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

同 第九條 市住民ニシテ左ノ要件ヲ具備スル者ハ市公民トス但シ貧困ノ爲公費ノ救助ヲ受ケタル後二年ヲ經サル者、禁治産者、準禁治産者及六年ノ懲役又ハ禁錮以上ニ處セラレタ者ハ此ノ限ニ在ラス（大正十年法律第五十八號ヲ以テ全條改正）

一、帝國臣民タル男子ニシテ年齢二十五年以上ノ者

二、獨立生計ヲ營ム者

三、二年以來其ノ市住民タル者

四、二年以來其ノ市ノ直接市稅ヲ納ムル者

市ハ前項二年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得家督相續ニ依リ財産ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ財産ニ付被相續人ノ爲シタル納稅ヲ以テ其ノ者ノ爲シタル納稅ト看做ス市公民ノ要件中其ノ年限ニ關スルモノハ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更ノ爲中斷セララルコトナシ

町村制第六條 町村内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ町村住民トス

町村住民ハ本法ニ從ヒ町村ノ財産及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ町村ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

同 第九十八條 三月以上町村内ニ滞在スル者ハ其ノ滞在ノ初ニ遡リ町村稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

同 第九十九條 町村内ニ住所ヲ有セス又ハ三月以上滞在スルコトナシト雖町村内ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ占有シ、町村内ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ又ハ町村内ニ於テ特定ノ行爲ヲ爲ス者ハ其ノ土地家屋物件營業若ハ其ノ收入ニ對シ又ハ其ノ行爲ニ對シテ賦課スル町村稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

一 課率

附加稅の課率は、府縣又は市町村に於て適宜之を定むることを得るを原則とする、但し、地租、所得稅及營業收益稅に對する附加稅の課率に付ては、明治四十年法律第三十七號地方稅制限に關する法律の規定に依るべきものであると同時に、之と別途に都市計畫法又は罹災救助基金法に依る特別課稅の規定を存する

營業收益税の附加税率に關する地方税制限法及其の他の特別法の規定を要説すれば左の如くである

一、地方税制限法に依る制限

1. 制限内の課率、府縣又は市町村に於ける營業收益税の附加税の賦課は、左の制限内の課率に依るべきものである(地方税制限法第二條)

一、府 縣(北海道を含む) 營業收益税 百分の四十一

二、市町村 營業收益税 百分の六十

即ち右の制限以内の課率を以てする附加税の賦賦は、府縣又は市町村に於て其の適宜なるを得るものである

2. 制限外の課率

イ、第一次の課税、特別の必要ある場合に於ては、府縣市町村は、内務大藏兩大臣の許可を受け(1)の制限を越ゆる課率に依る附加税を賦課すること

が出来、但し其の課率は、制限課率の百分の十二—一割二分増—を限度とする(地方税制限法第五條第一項)

註 市町村に付て謂はば、制限課率百分の六十の一割二分増即ち百分の七十二を以て、第一項の制限外課税率と爲すが如くである

ロ、第二次の課税、左の場合に於ては、内務大藏兩大臣の許可を受け、前記各號の制限に拘らず、必要の程度に於ける特別課税の課率を定むることが出来る(地方税制限法五條第二項)即ち此の場合に於ける附加税の課率は、其の限度の定なきものである

一、内務大藏兩大臣の許可を受けて起したる負債の元利償還の爲費用を要するとき

二、非常の災害に因り復舊工事の爲費用を要するとき

三、水利の爲費用を要するとき

四、傳染病豫防の爲費用を要するとき

所謂制限外の課率に依る附加税は、制限内の課率に依る課税が即ち其の制限
 一 限度に達したるときに限るものである(地方税制限法第五條第三項)而して現在の我國に於て
 は、大多數の府縣市町村が、所謂制限外の課率に依る課税を敢てするの已むな
 き狀況に在り、其の課税額は本税たる國税を超ゆるものも決して尠くはない

(参照)

地方税制限法第二條 北海道、府縣其ノ他ノ公共團體ハ左ノ制限以内ノ營業收益税附加税ヲ

課スルノ外營業收益税ヲ納ムル者ノ營業ニ對シ課税スルコトヲ得ス

一、北海道、府縣 營業收益税 百分ノ四十一

二、其ノ他ノ公共團體 營業收益税 百分ノ六十

營業收益税附加税ノ賦課ニ付テハ營業收益税法第十條第二項ノ規定ニ依ル資本利子税額ノ
 控除ヲ爲ササルモノヲ以テ營業收益税額ト看做ス

同 第四條 府縣費ノ全部ヲ市ニ分賦シタル場合ニ於テハ市ハ前三條ノ市税制限ノ外其ノ分

賦金額以内ニ限り府縣税制限ニ達スル迄課税スルコトヲ得

府縣費ノ一部ヲ市町村ニ分賦シタル場合ニ於テハ市町村ハ前三條ノ市町村税制限ノ外其ノ
 分賦金額以内ニ限り課税スルコトヲ得但シ府縣ノ賦課額ト市町村ノ賦課額トノ合算額ハ府
 縣税ノ制限ヲ超過スルコトヲ得ス

同 第五條 特別ノ必要アル場合ニ於テハ内務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケ第一條乃至第三條ノ
 制限ヲ超過シ其ノ百分ノ十二以内ニ於テ課税スルコトヲ得

左ニ掲クル場合ニ於テハ特ニ内務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケ前項ノ制限ヲ超過シテ課税スル
 コトヲ得

一、内務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケテ起シタル負債ノ元利償還ノ爲費用ヲ要スルトキ

二、非常ノ災害ニ因リ復舊工事ノ爲費用ヲ要スルトキ

三、水利ノ爲費用ヲ要スルトキ

四、傳染病豫防ノ爲費用ヲ要スルトキ

前二項ニ依リ制限ヲ超過シテ課税スルハ第一條乃至第三條ニ定メタル各税目ニ對スル賦課カ各其ノ制限ニ達シタルトキニ限ル但シ地租附加税及段別割ヲ併課シタル場合ニ於テハ一地目ニ對スル賦課カ制限ニ達シタルトキハ附加税カ制限ニ達シタルモノト看做ス其ノ段別割ノミヲ賦課シタル場合ニ於テ一地目ニ對スル賦課カ制限ニ達シタルトキ亦同シ前三項ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

二、都市計畫法に依る特別課税

府縣及市町村は、都市計畫法第四條又は第六條の費用に充つる目的に於ては、地方税制限法の制限に拘らず、別途に、百分の三十二以内の課率を以てする營業收益税の附加税を賦課徴收することが出来るものもある

(参照)

都市計畫法第四條 都市計畫委員會ノ組織、權限及費用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
同 第六條 都市計畫事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ國、

公共團體ヲ統轄スル行政廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ公共團體、行政廳ニ非サル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス

主務大臣必要ト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ都市計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

同 第八條 公共團體ハ第四條又ハ第六條ノ費用ニ充ツル爲左ノ特別税ヲ賦課スルコトヲ得但シ府縣費ヲ市ニ分賦スル場合ニ於テ市カ營業税、雜種税又ハ家屋税ヲ賦課スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ其ノ税率ヲ定ムヘシ

一、地租割 地租百分ノ十二半以内

二、國稅營業收益税割 國稅營業收益税百分ノ三十二以内

三、營業税、雜種税又ハ家屋税 各府縣税十分ノ四以内

四、特別地税、北海道及其ノ市町村ニ在リテハ地價千分ノ四以内、府縣及其ノ市町村ニ在リテハ地價千分ノ五以内

其ノ他勅令ヲ以テ定ムルモノ

營業收益税割ノ賦課ニ付テハ營業收益税法第十條第二項ノ規定ニ依ル資本利子税額ノ控除ヲ爲ササルモノヲ以テ營業收益税額ト看做ス

特別地税ノ賦課率ハ當該年度ノ豫算ニ於テ定メタル田畑ニ對スル地租割ノ賦課率ヲ以テ算定シタル地租割額ノ當該田畑ノ地價ニ對スル比率ヲ超ユルコトヲ得ス

公共團體ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ公共團體ノ他ノ収入ヲ以テ第四條又ハ第六條ノ費用ニ充ツルコトヲ得

三 附加税の基準たる營業收益税額

營業收益税の附加税を課するに當り、其の基準たる本税即ち營業收益税は、法人に付ては各事業年度の純益金額、個人に付ては其の年分の課税標準たる純益金額に税法所定の税率(法人は百分の三・六、個人は百分の二・八)を乗して算出したる金額に依るものである。而して法人に付ては、營業收益税法第十條第二項の規定に依り資本利子税を控除

する場合に於ても、附加税の基準たる本税としては、其の控除を爲さざる税額即ち純益金額に税率を乗して算出したる金額に依るの定である(地方税制限法第三條第二項、項都市計畫法第八條第二項)蓋し之れ資本利子税には附加税を課せざるものであるから、營業收益税より之を控除する場合に於て、若し其の差引殘額を附加税の基準と爲すとせば、其の國税の相互間に於ける重複課税回避の手段が偶々以て附加税の不合理なる減免を惹起することと爲る、其の不都合を救済するの必要に出づるものである

四 各地に在る營業に對する營業收益税の附加税の賦課

營業收益税は、納税義務者の住所、即ち會社に在りては其の本店の所在地、個人に在りては其の生活の本據地又は主たる營業所の所在地に於て之を徵收するものである(税法第二十四條、第十三章參照)然るに附加税の賦課に付ては、營業收益税の目的たる營業純益が、二以上の府縣又は市町村の各地に在る營業場に付計算せられたるものなるときは、即ち其の各府縣又は市町村に於ける分別課税の問題を生ずる、而し

て此の場合に於ける府縣制、市制及町村制の當該規定は、營業稅附加稅、所得稅附加稅及鑛產稅附加稅に關するものであるが、營業收益稅附加稅に付ても亦之を準用することを得るは勿論であるから、此の趣旨に依り右規定の適用を解説すれば

一、府縣又は市町村の内外に涉り營業所を定めて爲す營業に對する營業收益稅の附加稅に付ては、關係府縣知事又は市町村長に於て協議の上適當なる方法に依り各府縣又は市町村の歩合を定め、其の歩合に基き區分したる本稅額に依り賦課すべきものである、而して其の協議調はざるときは、府縣に關するものは大藏大臣、市町村に關するものは、府縣知事に稟申して其の指揮を受くべきものである

二、右の場合に於て、所謂其の關係府縣又は市町村と爲すべきものは、直接に收入を生ずると否とを問はず、營業の爲に設置せる營業所の存在する府縣を總て

包含するものと解すべきである、故に單なる營業所即ち仕入店、出張所の如きを存する府縣市町村も亦關係府縣市町村の範圍たるものである

(參照)

府縣制第八條 府縣ノ内外ニ涉リ營業所ヲ定メテ爲ス營業又ハ其ノ收入ニ對シ本稅ヲ分別シテ納メサル者ニ對シ關係府縣ニ於テ營業稅附加稅所得稅附加稅又ハ鑛產稅附加稅ヲ賦課スルトキハ關係府縣知事協議ノ上其ノ歩合ヲ定ム若協議調ハサルトキハ内務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

鑛區又ハ砂鑛區カ府縣ノ内外ニ涉ル場合ニ於テ鑛區稅又ハ砂鑛區稅ノ附加稅ヲ賦課スルトキハ鑛區又ハ砂鑛區ノ屬スル地表ノ面積ニ依リ本稅額ヲ分割シ其ノ一部ニノミ賦課スヘシ市稅及町村稅ノ賦課ニ關スル件(明治四十四年九月勅令第二項一號)

第一條 市町村ノ内外ニ於テ營業所ヲ設ケ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業又ハ收入ニ對スル本稅ヲ分別シテ納メサル者ニ對シ附加稅ヲ賦課セムトスルトキハ市町村長ハ關係市長又

ハ町村長ト協議ノ上其ノ本税額ノ歩合ヲ定ムヘシ
 前項ノ協議調ハサルトキハ其ノ郡内ニ止ルモノハ郡長之ヲ定メ其ノ都市又ハ數郡若ハ數
 市ニ涉ルモノハ府縣知事之ヲ定メ其ノ數府縣ニ涉ルモノハ内務大臣及大藏大臣之ヲ定ム
 ヘシ

第一項ノ場合ニ於テハ直接ニ收入ヲ生スルコトナキ營業所アルトキハ他ノ營業所ト收入
 ヲ共通スルモノト認メ前二項ノ規定ニ依リ本税額ノ歩合ヲ定ムヘシ

府縣ニ於テ數府縣ニ涉ル營業又ハ其ノ收入ニ對シ營業税附加税又ハ所得税附加税賦課ノ
 歩合ヲ定メタルモノアルトキハ其ノ歩合ニ依ル本税額ヲ以テ其ノ府縣ニ於ケル本税額ト
 看做ス

五 附加税の徴收

附加税の徴收は、地方税の徴收に關する一般の例に依り即ち其の府縣に於て課
 するものは、市町村に於て之を徴收し府縣へ納入すべく、其の市町村に於て課す

るものは、市町村に於て直接之を徴收する

附加税の納期は、性質上其の本税たる國税に隨從すべきものであり、現に其の
 本税と同一納期を指定して徴收するを例とする

附加税の基準たる本税に付増減免除又は徴收の猶豫等の處分ありたるときは、
 附加税に付ても亦當然に増減免除又は徴收の猶豫あるを正當とする

附加税の滞納に付ては、其の府縣税に屬するものは府縣制及府縣税の徴收に關
 する件(明治三十三年三月
 勅令第八十一號)の定むる所に依り、其の市町村税に屬するものは、市制又
 は町村制の定むる所に依り、國税又は府縣税の例に依て各別に滞納處分を執行す
 るものである

(参照)

府縣税ノ徴收ニ關スル件(明治三十三年三月
 勅令第八十一號)

第一條 市町村ハ其ノ市町村内ノ府縣税ヲ徴收シ之ヲ府縣へ納入スルノ義務ヲ負フ

前項徵收ノ費用トシテ地租附加稅ニ對シテハ其ノ徵收金額ノ千分ノ七其ノ他ノ府縣稅ニ對シテハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ其ノ市町村ニ交付スヘシ
府縣ハ內務大臣及大藏大臣ノ指定シタル府縣稅ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラス其ノ徵收ノ便宜ヲ有スルモノヲシテ之ヲ徵收セシムルコトヲ得

府縣制第一百六條(第一項略)

府縣稅使用料手數料夫役現品ニ代フル金錢過料其ノ他府縣ノ收入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ

(以下略)

市制第八十七條(第一項略)

市長ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ

五、法令又ハ市會ノ議決ニ依リ使用料、手數料、加入金、市稅又ハ夫役現品ヲ賦課徵收スル事

同 第三百十一條 市稅、使用料、手數料、加入金、過料、過怠金其ノ他ノ市收入ヲ定期

内ニ納メサル者アルトキハ市長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サス又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メサルトキハ市長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算出シ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命スヘシ

前二項ノ場合ニ於テハ市條例ノ定ムル所ニ依リ手數料ヲ徵收スルコトヲ得

滯納者第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ之ヲ完納セサルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ

(以下略)

町村制第七十二條(第一項略)

町村長ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ

五、法令又ハ町村會ノ議決ニ依リ使用料、手數料、加入金、町村稅又ハ夫役現品ヲ賦課徵收スルコト

同 第一百十一條 町村稅、使用料、手數料、加入金、過料、過怠金其ノ他町村ノ收入ヲ定

期內ニ納メサル者アルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ
夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サス又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納
メサルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付
テハ更ニ之ヲ金額ニ算出シ期限ヲ指定シ其ノ納付ヲ命スヘシ
前二項ノ場合ニ於テハ町村條例ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徴收スルコトヲ得
滞納者第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ之ヲ完納セサルトキ
ハ國稅滞納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ
(以下略)

六 附加税の賦課に對する異議の申立

附加税の賦課に對する異議の申立は、其の本税と全く別途に、地方税に關する
其の一般的手續に依て之を爲すべきものである、即ち附加税の賦課に付違法若は
錯誤ありと認むるときは、徵稅令書又は徵稅傳令書の交付を受けたる日の翌日よ

り起算し、曆に従ひ三箇月以内に、其の府縣税に屬するものは府縣知事に、市町
村税に屬するものは市町村長に、異議の申立を爲すことを得るものである (府縣第
百十五條)

條市制第三百三十號
町村制第一百十條

右の異議の申立は、其の府縣税に屬するものは、府縣參事會、其の市町村税に
屬するものは、市參事會又は町村會の決定に付すべきものである、而して其の決
定に不服ある者は、府縣税は屬するものは、直に行政訴訟を提起することを得べ
く、市町村税に屬するものは、府縣參事會に訴願し其の裁決に不服あるときは、
行政訴訟を起すことが出来る

(参照)

府縣制第一百五條 府縣税ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法若ハ錯誤アリト認ムルトキ
ハ徵稅令書又ハ徵稅傳令書ノ交付後三箇月以内ニ府縣知事ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

(第二項略)

前二項ノ異議ハ之ヲ府縣參事會ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アルモノハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

使用料及手数料ノ徵收ニ關シテモ亦第一項及第三項ノ例ニ依ル

本條ノ決定ニ關シテハ府縣知事郡島ノ官吏吏員市町村吏員ヨリモ亦訴訟ヲ提起スルコトヲ得

市制第三百十條 市稅ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ市長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

(第二項略)

前二項ノ異議ハ之ヲ市參事會ノ決定ニ付スヘシ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項及前項ノ規定ハ使用料手数料及加入金ノ徵收並夫役現品ノ賦課ニ關シ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依ル決定及裁決ニ付テハ市長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前三項ノ規定ニ依ル裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

町村制第一百十條 町村稅ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ町村長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

(第二項略)

前二項ノ異議ハ之ヲ町村會ノ決定ニ付スヘシ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第五項ノ決定ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項及前項ノ規定ハ使用料手数料及加入金ノ徵收並夫役現品ノ賦課ニ關シ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依ル決定及裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前三項ノ規定ニ依ル裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第八章 營業收益税に關する申告及申請

第一節 純益金額の申告

第一款 法人營業者

營業收益税の納税義務ある法人、即ち内地に營業場を有する營利法人は、税法及施行規則の定むる所に依て、各事業年度に於ける其の純益金額を所轄稅務署—本店又は主たる營業場の所在地を管轄する稅務署—に申告すべきものである

(參照)

營業收益税法第十一條 納税義務アル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ純益金額ヲ政府ニ申告ス

ヘシ

納税義務ある法人の純益金額の申告は、營業收益税法施行規則第十三條に定むる左の手續に依るべきものである

一 純益金額の申告は、各事業年度分毎に之を爲すものにして、各事業年度の決算確定の日若は合併の日より十四日以内又は清算着手の日より二十日以内に、當該事業年度分の財産目録、貸借對照表及損益計算書を添附して其の年度の純益金額を所轄稅務署に申告すべきものである

右は法人の各事業年度の所得—普通所得—の申告と同一手續に依るものであつて、既に當該事業年度の普通所得の申告を爲す以上は、純益金額の申告を敢て必要と爲さざるか如くであるが、法人の普通所得と純益金額は必ずしも一致するものでないから、固より之を省くことを得ない、但し其の申告は所得金額の申告書に附記して之を爲すことが出来る

(參照)

營業收益税法施行規則第十三條 法人ノ純益金額ハ每事業年度決算確定ノ日若ハ合併ノ日ヨリ十四日內又ハ清算着手ノ日ヨリ二十日以内ニ之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ但シ所得税法ニ依ル所得ノ申告書ニ附記シテ之ヲ爲スコトヲ妨ケス

二 所得稅に付ては、所得なき事業年度に於ても仍且其の所得なき旨の申告を要するものであるか、營業收益稅に付ては、純益なき事業年度に於ては、何等の申告をも要しない、之れ既に所得稅に關して其の所得なき旨の申告ある以上は、重ねて同様の申告を營業收益稅に付て徵するの必要なものと爲すに由るものと解せらる

三 合併に因り消滅したる法人の合併前の各事業年度分の純益金額は、合併後存続する法人又は合併に因り設立したる法人に於て、所轄稅務署に申告すべきものである、之れ合併後存続する法人又は合併に因り設定したる法人は、合併に因り消滅したる法人の純益に付營業收益稅を納むる義務ありと爲す税法第五條の規定に照

し蓋し當然の納稅手續に屬する

註 純益金額の申告と同時に爲すべき申請事項並其の手續及其他の申告申請に付ては本章第一節を見よ

第二款 個人營業者

營業收益稅の納稅義務ある個人、即ち内地に在る營業場に於て、税法第二條に掲ぐる種類の營業を爲し、當該營業の純益年額四百圓に達する者は、税法及施行規則の定むる所に依て、毎年三月十五日限り其の年分の課稅標準たるべき純益金額を所轄稅務署に申告すべきものである

(参照)

營業收益税法第十二條 納稅義務アル個人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎年三月十五日迄ニ純益金額ヲ政府ニ申告スヘシ

同 施行規則第十四條 個人ノ營業ニ付納稅義務アル者ハ營業ノ種類、營業場所在地、純益金額及純益算出ノ基礎ヲ詳記シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

個人營業者に於て爲す純益金額の申告に付ては、左の諸點を明にしなければなら

ぬ

- 一 純益金額の申告は税法第六條及第七條の規定に依り計算したる營業純益(第四章參照)を毎年三月十五日限り所轄稅務署(次の二見よ)に申告すべきものである、而して營業純益の計算は、原則として前年の實蹟に依るべきものであるから、翌年初頭に於ては、即ち之を知り得べく、從て純益金額の申告は、毎年一月一日より三月十五日の間に之を爲すべきものであると謂ふことに爲る
- 二 純益金額の申告は營業場の所在に拘らず、個人の營業收益稅の納稅地(第十三章參照)に關する税法の定に従ひ、其の納稅地の所轄稅務署に之を爲すべきものである
- 三 納稅地以外の地に在る營業場に於て爲す營業に付ては、其の營業場の所在地の

稅務署に、營業收益稅の納稅地を申告しなければならぬ、之れ當該營業に係る營業收益稅の賦課に付ては、他に其の所轄稅務署の存することを知らしめ、重複課稅等の誤謬なからむことを期する上に於て其の必要を存するものである

(參照)

營業收益税法施行規則第二十二條 納稅義務者納稅地ノ稅務署所轄外ニ營業場ヲ有スルトキ

ハ其ノ營業場所在地ノ稅務署ニ納稅地ヲ申告スヘシ

- 四 純益金額の申告は、所得稅に於ける第三種の所得と全く別個の手續に屬するものであるが、第三種所得稅の納稅義務ある者に付ては、營業收益稅に於ける營業純益は、即ち第三種所得の全部又は一部たるべきものである關係上純益金額の申告に際しては、其の第三種所得の計算及申告との關聯を考慮する必要がある

第三款 申告の效果

營業收益税の納税義務ある法人又は個人に於て爲すべき純益金額の申告は、即ち之れ營業收益税の納税義務に附帶的なる一の義務手續に屬するものである、而して元來純益金額の申告は納税義務者自らが納税義務の程度内容を政府に告知する納税良心の發露に之を俟つと爲すものであるから、申告其のものは、單に之れ政府の調査資料たるに止まつて、純益金額の決定に付ての要件又は必然の準據たるものではない、故に其の申告を爲さざる者に付ても、特に之を處罰する等のことなきと同時に、其の申告を爲したるの故を以て課税上の特別なる取扱を爲すこともあり得ない。純益金額の申告は、法律手續としては以上述ふるが如く、極めて其の効果の薄弱なるものであるが、唯夫れ納税者の納税徳義心に之を俟つと爲す自治的納税思想の勸奨と其の良果を期することに於て之を尊重すべきものである、但し左の各號の事項に付ては、純益金額の申告は、其の關聯的又は必然的の要件たるものであつて、即ち之を以て純益金額の申告の税法上の法律的效果とする

- 一、免稅營業に對する營業收益税の免除の申請(第五章參照)
- 二、營業收益税額より控除せらるべき地租額又は資本利子税額の控除の申請(第六章參照)
- 三、所得調査委員の選舉を爲し又は所得調査委員に選舉せらるること(第五章參照)

第二節 其の他の申告及申請

營業收益税に付ては、純益金額の申告以外に、左記各號の申告又は申請事項を存する

一、免稅營業に對する免稅の申請

營業收益税法第八條の規定又は製鐵業獎勵法の定むる所に依り營業收益税を免除せらるべき營業(第五章參照)に對する免稅の申請は、營業收益税法施行規則第十二條又は製鐵業獎勵法施行令第三條の定むる所に依り、純益金額の申告と同時に、所轄稅務署に之を爲すべきものである

(参照)

營業收益税法施行規則第十二條 營業收益税法第八條ノ規定ニ依リ營業收益税ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ同法第十一條又ハ第十二條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務所ニ申請スヘシ但シ其ノ年三月十六日以後ニ於テ個人ノ營業ニ付納稅義務アルニ至リタルトキハ純益金額ノ決定前其ノ純益ノ申告ト同時ニ之ヲ申請スヘシ

前項ノ場合ニ於テ第十條ノ製造業ヨリ生スル純益ト其ノ他ノ純益トヲ有スルトキハ第十條ノ製造業ヨリ生スル純益ト其ノ他ノ純益トヲ區別シタル計算書ヲ添付スヘシ

製鐵業獎勵法施行令第三條 所得税ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ第二十五條ノ規定ニ依リ所得

ヲ申告スルトキ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ

前項ノ場合ニ於テ免除ヲ受ケヘキ事業ヨリ生スル所得ト其ノ他ノ所得トノ存スルトキハ之ヲ區別シタル計算書ヲ添付スヘシ

二、營業收益税より控除せらるべき地租額又は資本利子税額の控除の申請

右の申請も亦純益金額の申告と同時に、營業收益税法施行規則第四條又は第九

條の定むる所轄稅務署に之を爲すべきものである(詳細は第六章参照)

三、納稅地に關する申告

一、個人營業者の納稅地以外の地に在る營業に付ては、當該營業場の所在地を管轄する稅務署に營業收益税の納稅地を申告すべきものである(規則第二十二條本章第一節第一款の三)

二、納稅義務者が營業收益税の納稅地を變更したる場合に於ては、其の旨を新納稅地の稅務署に申告すべきものである

註 納稅地に付ては、第十三章を見よ

(参照)

營業收益税法施行規則第二十二條 納稅義務者納稅地ノ稅務署所轄外ニ營業場ヲ有スルトキハ其ノ營業場所在地ノ稅務署ニ納稅地ヲ申告スヘシ

同 第二十三條 納稅義務者納稅地ヲ變更スルトキハ其ノ旨新納稅地ノ稅務署ニ申告スヘシ

第九章 營業收益税の調査

第一節 一般的調査手續

營業收益税の調査は、之を要するに納税義務ありと認めらるる法人又は個人の純益金額の調査を爲すことに存する、而して純益金額の計算は、所得税に於ける法人の各事業年度の普通所得並個人の第三種所得に屬する營業所得の計算と其の軌を一にするものであるから、純益金額の調査は、恰も彼の法人又は個人の所得の調査と其の趣を一とする

稅務署に於ける純益金額の調査は、一般的には經濟界の狀況、各營業の盛衰、地方的特殊なる事情其の他の經濟的考察を基念とし、而して各個納税者に對しては、

- 一、其の純益金額の申告を相當と認むるものは、即ち之に依て調査を了し
- 二、申告なき者又は其の申告を不相當と認むる者に付ては、直接又は間接の方法に

依り稅務署に於て、當該納税者の純益金額を調査する

而して其の申告の有無又は認否は之を姑く別として、營業收益税の調査に付ては、稅務署長又は收稅官吏は、税法の定むる所の左の手續に依るを得るものである

- 一、調査上必要ありと認むる場合は、收稅官吏は、納税義務者に付營業に關する帳簿又は物件の検査を爲し又は營業者に質問を爲すことが出来る、即ち此の規定ある結果として營業收益税の納税義務ある法人又は個人は、當該官吏の營業に關する帳簿又は物件の検査を拒むことを得ない若し其の検査を妨げ又は虚偽の記載を爲したる帳簿を提示したる場合に於ては税法所定の制裁を科せらるべきものである

(参照)

營業收益税法第二十五條 收稅官吏ハ營業ニ關スル帳簿物件ヲ検査シ又ハ營業者ニ質問スル

コトヲ得

同 第二十八條 第二十五條ノ規定ニ依リ帳簿物件ノ検査ヲ妨ケ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル

帳簿ヲ提示シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

同 施行規則第二十四條 收税官吏營業收益税法第二十五條ノ規定ニ依リ營業ニ關スル帳簿物件ヲ検査スルトキハ検査章ヲ携帯スヘシ

二、稅務署長は同業組合其の他の營業者の團體に對し其の團體に屬する各營業者の純益金額の見込額又は順位を諮問することか出来る
右の諮問を受けたる團體は、諮問事項に對する調書を作成し稅務署長の指定する期限迄に之を所轄稅務署へ提出する義務を有するものである

(參照)

營業收益税法第二十六條 政府ハ同業組合其の他の營業者ノ團體ニ對シ營業收益税ニ關スル事項ヲ諮問スルコトヲ得

前項ノ諮問ヲ受ケタル團體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ調書ヲ提出スヘシ

同 第十五條 稅務署長ハ所轄内ニ事務所ヲ有スル同業組合其の他の營業者ノ團體ニ對シ其

ノ團體ニ屬スル各營業者ノ純益金額ノ見込額又ハ順位ヲ諮問スルコトヲ得

前項ノ諮問ヲ受ケタル團體ハ諮問事項ニ對スル調書ヲ作成シ稅務署長ノ指定スル期限迄ニ之ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

三、所得税法上の同族會社に相當する法人に付ては、所得税法第七十三條の二の規定を準用し、會社の行爲又は計算に拘らず、稅務署長は其の認むる所に依て純益金額を算定することが出来るものである(税法第二十七條第四章第二節)

營業收益税に關する稅務署の調査は、大略上述の方法に依て行はるべきものであるが、既に述ぶるが如く、營業收益税の調査は之を要するに純益金額の調査を爲すに在る、而して純益金額は、法人に在りては各事業年度、個人に在りては原則として、前年中の實蹟に依り之を算定するものであるが、法人は別として、個人に付ては各個の納稅義務者に付稅務署が一々其の純益金額を税法所定の正常方法に従ひ調査算定する等のことは、到底之れ行はれ得べき事でない、茲に於てか、稅務署にけ

る個人營業者の純益金額の調査算定は、其の納税義務者の申告を相當と認むるものを除く以外は、恐らくは其の大多數は、賣上金、収入金等を基準として之に一定の収益率を乗して算出したる推定純益金額を以て即ち其の調査額と爲すの方に依るてあろう、之れ洵に己むを得ざる所ではあるが、若し此方法を以て一般常例的の調査方法と爲すに於ては、實蹟に依る純益課税を骨子眼目とする營業收益税の特質は、茲に至つて全く没却せらるることと爲るの理である

第二節 個人の純益金額に關する

所得調査委員會の調査

法人の純益金額は、當該法人の申告を是認せるときは、即ち之に依て直に稅務署長に於て其の純益金額を決定する、而して其の申告なきもの又は申告を不相當と認むるものに付ては、稅務署の調査に依り稅務署長に於て其純益金額を決定する（税法第十三條）

第一項 然るに個人の純益金額は、納税義務者の申告の有無又は其の當否は姑く別として、前段 稅務署に於て相當の調査を遂げたる上尙之を所得税法の所得調査委員會の調査に附し、其の調査決議に依り稅務署長に於て之を決するを通常の手續と爲すものである（税法第十三條第一項）

（參照）

營業收益税法第十三條 法人ノ純益金額ハ第十一條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定シ個人ノ純益金額ハ所得税法ノ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得調査委員會閉會後個人ノ純益金額ノ決定ニ付脱漏アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ決定ヲ爲スヘカリシ年ノ翌年ニ於ケル所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ純益金額ヲ決定スルコトヲ得

所得調査委員會閉會後個人ノ營業ニ付納税義務アルコトヲ申出テ又ハ純益金額ノ増加アル

コトヲ申出テタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス又政府ニ於テ其ノ純益金額ヲ決定ス

右は恰も所得税に於ける法人の第一種所得金額並個人第三種所得金額の調査決定手續と其の例を同じふするものであつて、而して法人と個人其の各の純益金額の調査決定手續を異にする所以のものは、凡そ法人の純益金額又は所得金額―は、各事業年度毎に之を算定すべきものであるから、隨時個々の調査決定を要する、而かも法人の損益計算は、法人の性質上公開的且絶對的のものである、故に敢て之を他の特別なる機關の調査に附するの必要は比較的尠い、然るに個人の純益金額―又は所得金額―の調査に付ては、税務署の調査以外に尙其の完全と公平を期するの目的に於て、即ち更に之を民間委員を以て組織する調査委員會の調査に附し、其の決議に依り税務署長に於て之を決定するを相當とすと謂ふの理由に出づるものである

以上述ぶるが如く、個人の純益金額は、税務署に於ける調査に基き更に之を所得調査委員會に於て念査する、而して營業收益税の課税標準たる純益金額を所得税法

に依る所得調査委員會の調査に附するは、凡個人の營業純益は、第三種の所得に屬する營業所得と同一の計算方法に依り而して同一人に屬する個人の營業所得と營業純益は、名を異にして實を同じふする場合多かるべきを以て、即ち其の調査は同時兼行を妨げず、又敢て舊營業税に於ける營業税調査委員會の如く其の分立的なる調査機關の存在を必要と爲さずと謂ふの理由に出づるものと解せらる

所得税法の所得調査委員會は、第三種の所得金額と個人の純益金額とを併せ調査する一種の特別なる税務機關である、故に其の職制を所得税法に於て規定し之を所得調査委員會と謂ふも、實は所得税と營業收益税の各調査委員會を兼ねるものである、所得調査委員會及調査委員並所得調査委員會に於ける個人の純益金額の調査は、所得税法及同施行規則並營業收益税法及同施行規則の定むる左の規定に依るべきものである

一 所得調査委員會の配置及組織

所得調査委員會は各稅務署所轄内に之を置く、即ち稅務署毎に之を設くるを原則とする、但し稅務署所轄内に在る市に付ては、別に調査委員會を特設することが出る、所得調査委員會は、第三種所得稅又は營業收益稅の納稅者中より選舉したる一定數—通則として七人—の調査委員を以て之を組織する

(參照)

所得稅法第二十八條 各稅務署所轄内ニ所得調査委員會ヲ置ク但シ稅務署所轄内ニ在ル市ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ所得調査委員會ヲ置クコトヲ得

調査委員ノ定數ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム但シ定數ノ増減ハ改選期ニ於テスルノ外之ヲ爲スコトヲ得ス

同 施行規則第二十四條 所得稅法第二十八條第一項但書ノ規定ニ依リ所得調査委員會ヲ置クヘキ市ハ大藏大臣之ヲ指定ス

同 第二十五條 調査委員ノ定數ハ七人トス但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ大藏大臣ハ

之ヲ増減スルコトヲ得

二 所得調査委員

一、所得調査委員の選舉

所得調査委員は、調査委員會を置くべき區域即ち各稅務署の所轄又は其の所轄内に在る市を區域とする各選舉區に於て第三種所得稅又は個人の營業に付營業收益稅を納め、所得稅法第三十一條の資格要件に適ふ者に於て選舉並被選舉權を有する(稅法第三十條及第四十一條)

調査委員の選舉は無記名投票の方法に依り市區村毎に投票及開票を行ひ、其の結果を綜合して各選舉區—即ち調査委員會を置くべき區域—に於ける當選者を決定するものである、而して調査委員を選舉する場合に於ては、之と同時に同數の補闕員を選舉すべきものである

所得調査委員の選舉手續に付ては、所得稅法及同施行規則を以て各般の事項か